

第12期第1回福岡県個人情報保護審議会
第二部会（住基・番号法部会）次第

日 時：平成27年1月20日（火）10時00分～
場 所：県庁行政棟10階特1会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) マイナンバー制度の概要及び情報連携の仕組みについて
- (2) 特定個人情報保護評価について
- (3) その他

3 閉 会

[配付資料]

- 資料1 マイナンバー制度の概要
- 資料2 情報連携の仕組み
- 資料3 特定個人情報保護評価の概要
- 資料4 特定個人情報保護評価書（県税の賦課徴収関係事務）
- 資料5 特定個人情報保護評価の実施スケジュール

資料 1

ライターバース制度の概要

平成27年1月20日

マイナンバーカード制度の目的

内閣官房HPに掲載されている
マイナンバー広報資料より引用

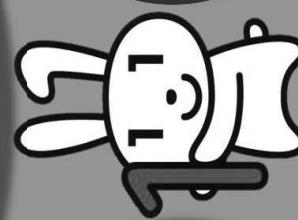
マイナンバーは、
行政を効率化し、国民の利便性を高め、
公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。
複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、国民の負担が軽減されます。
行政機関が持っている自分の情報を探認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできます。

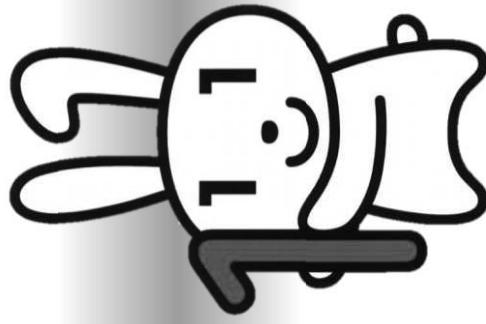
マイナンバーの通知

内閣官房HPに掲載されている
マイナンバー広報資料より引用

平成27年10月から、国民の皆さま一人一人に
マイナンバー（個人番号）が、通知されます。

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号（12桁）が通知されます。
- ・市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが送られます。
住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、注意してください。

マイナンバーは一生使うものです。
大切にしてください。



- ・番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合
を除き、マイナンバーは一生変更されません。

マイナンバーの利用範囲

内閣官房HPに掲載されている
マイナンバー広報資料より引用

平成28年1月から、
社会保障、税、災害対策の行政手続で
マイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中で法律で定められた行政手続にしか使えません。



- ・年金の資格取得や確認、給付
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付
- ・ハローワークの事務
- ・医療保険の保険料徴収
- ・福祉分野の給付、生活保護など

- ・税務当局に提出する確定申告書、届出書、調査などに記載
- ・税務当局の内部事務

- ・被災者生活再建支援金の支給
- ・被災者台帳の作成事務

など

※このほか、社会保障、地方税、災害対策に関する事務やこれらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務に
マイナンバーを利用することができるきます。

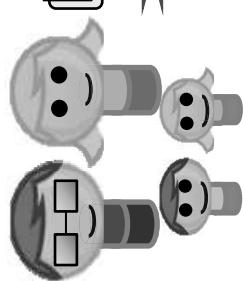
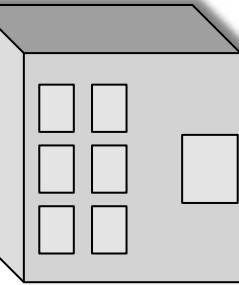
マイナンバーの利用場面

内閣官房HPに掲載されている
マイナンバー広報資料より引用

マイナンバーは次のような場面で使います。

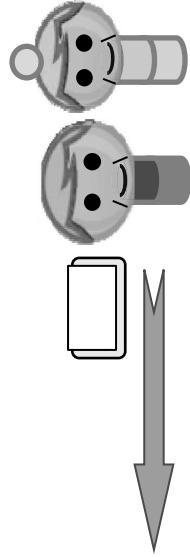
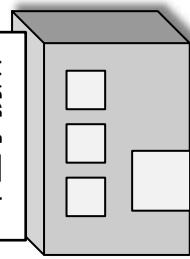
毎年6月の児童手当の現況届の際に
市区町村にマイナンバーを提示します

市区町村



厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します

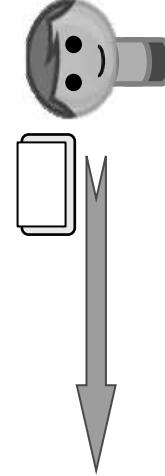
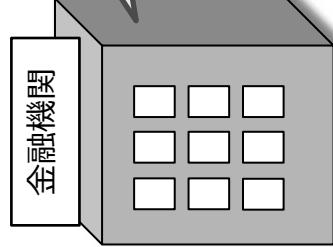
年金事務所



証券会社や保険会社等にマイナンバーを
提示し、法定調書等に記載します

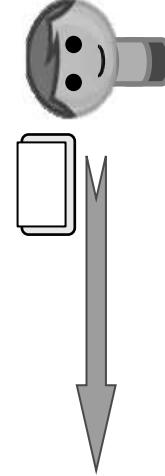
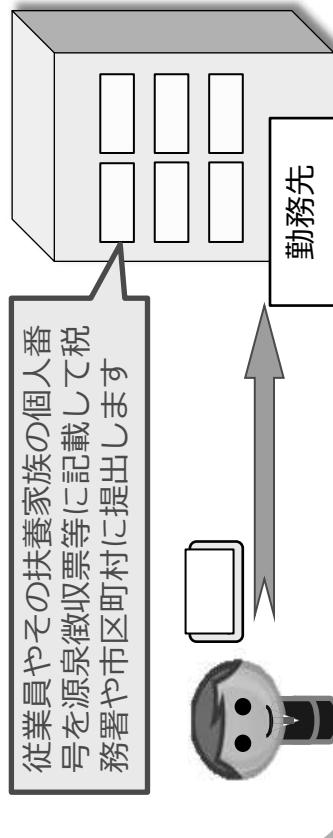
金融機関

顧客の個人番号を法定調書等に記載して税務署などに提出します



勤務先にマイナンバーを提示し、
源泉徴収票等に記載します

従業員やその扶養家族の個人番号を源泉徴収票等に記載して税務署や市区町村に提出します



国民の皆さまは行政機関や民間企業等へのマイナンバーの告知が必要となります。

マイナンバーバー制度の導入に対して、次のような国民・住民の不安・懸念が考えられます。

- マイナンバーバーを用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- マイナンバーバーの不正利用（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産的被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報がマイナンバーバーをキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

不安・懸念にに対する保護措置

国民・住民の不安・懸念に対して、制度面・システム面から、次のような保護措置が施されます。

制度面における保護措置

- ① 法律の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（法第20条、第28条）。
- ② 特定個人情報保護委員会による監視・監督（法第50条～第52条）

資料3で説明
- ③ 特定個人情報保護評価の実施（法第26条、第27条）。
- ④ マイナンバーカードの盗用や不正な提供、秘密保持義務違反などに対する厳罰化（法第67条～第77条）。

システム面における保護措置


資料2で説明

- ① 個人情報は、「一元管理」せずに「分散管理」を行う。
- ② 情報連携は、マイナンバーを直接用いず、符号を用いて行う。
- ③ 情報連携は、暗号を用いた通信の方法により行う（法2条第14号）。
- ④ 情報連携に関するアクセスログを記録・保存し、国民・住民が自ら確認を行うことができるシステムを構築する（法第23条、法附則第6条第5項）。

マイナンバー制度の導入スケジュール(予定)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国	▼H26.1.1 特定個人情報保護委員会設置 ▼H26.4.18 特定個人情報保護委員会規則の公布 ▼H26.4.20 特定個人情報保護評価指針の公表	H27.10 マイナンバーの付番・通知	H28.1 マイナンバーの利用・個人番号カードの交付開始	H29.1 国機関等で情報連携開始、マイ・ポータルの運用開始	H29.7 地方公共団体で情報連携開始
体制	団体内統合宛名システム 税務システム システム整備	▼H26.4.1 番号制度推進班(情報政策課)設置 ▶H26.4.1 番号制度推進班(情報政策課)設置 ● 基本設計 ● 詳細設計 ● 基本設計 ● 詳細設計 ● 住基ネット(都道府県サーバ) ● 保護評価 ● 条例	開発・単体テスト 改修・単体テスト 適用・単体テスト 特定個人情報保護評価の実施(パブコメ・点検) 個人番号独自利用事務等の検討 個人情報保護条例等の見直し検討	総合運用テスト 府内連携テスト	ネットワーク連携テスト
					7

資料2

情報収集の仕組み

平成27年1月20日

マイナンバー制度の仕組み

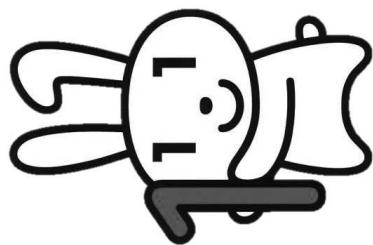
- ◎個人に、下記①～④の特徴を有する「マイナンバー」を付する仕組み
 - ①悉皆性(住民票を有する全員に付番)
 - ②唯一無二性(1人1番号で重複の無いように付番)
 - ③「民-民-官」の関係で流通させて利用可能な視認性
 - ④最新の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)と関連付けられている
- ◎法人等に上記①～③の特徴を有する「法人番号」を付する仕組み

①付番

③本人確認

②情報連携

- ◎個人が自分が自分であることを証明するための仕組み
- ◎個人が自分のマイナンバーの真正性を証明するための仕組み
 - ▶個人番号カードの交付
 - ▶正確な付番や情報連携の確率、成りすまし等の防止



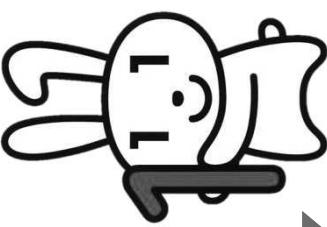
- ◎複数の機関間において、管理していく同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み
 - ▶情報連携に当たり、情報提供ネットワークシステムを構築

情報提供ネットワークシステムの構築

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行ったための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民・住民にとつて利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とした制度である。

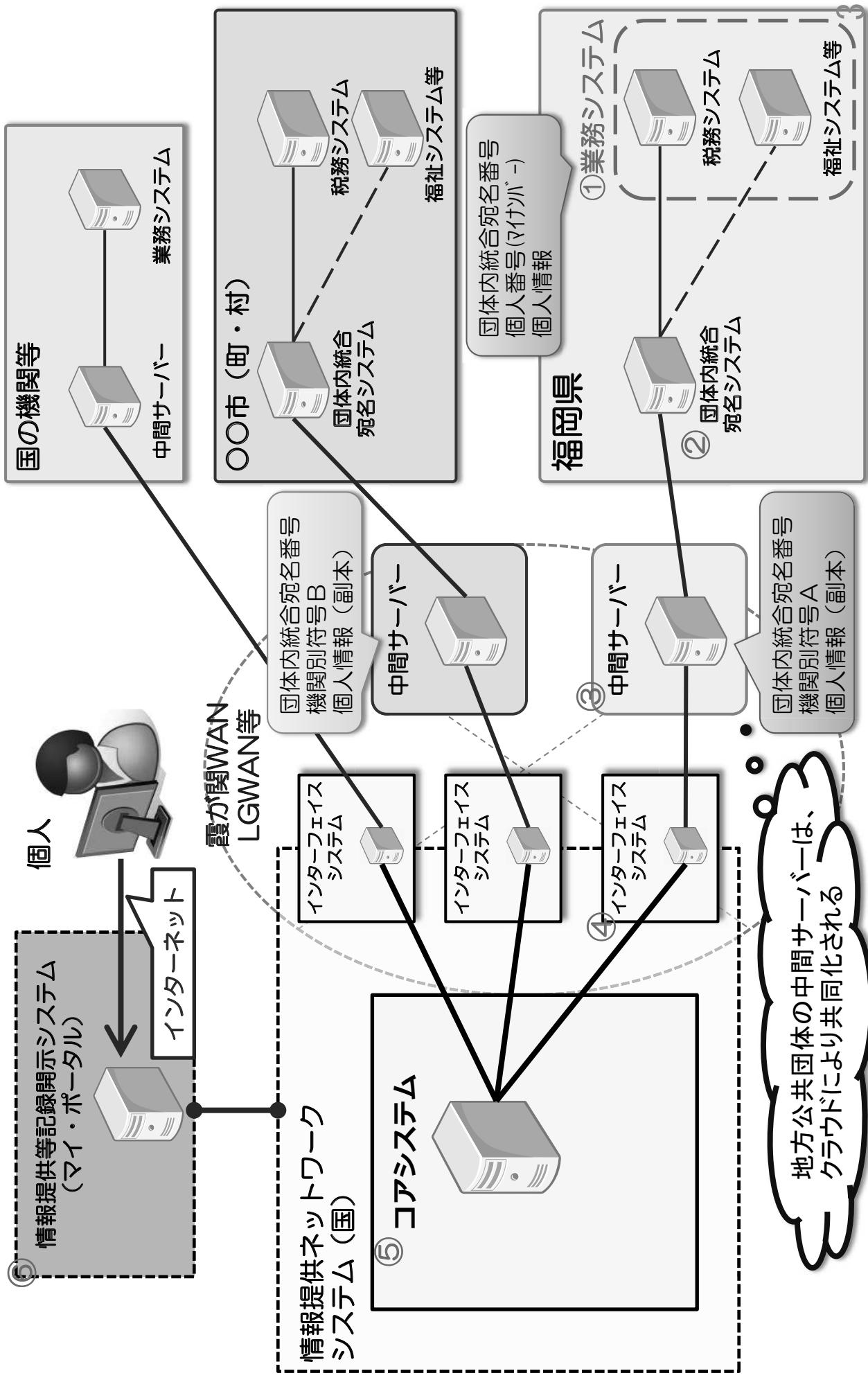
複数の機関に存在する特定の個人の情報を
どのように方法により連携させるか

- 情報通信技術の活用
 - 個人情報の保護への配慮
- ※本稿では、「情報照会」と「情報提供」併せて「情報連携」という。



総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議し、迅速かつ安全に情報連携※を行うことができる仕組みとして情報提供ネットワークシステムを設置・管理。（番号法第21条第1項）

マイナーシャーバー制度におけるシステム概要図（その1）



マイナシャンパー制度におけるシステム概要図（用語説明）

①業務システム

マイナシャンパーを利用する事務を処理するたために、各事務担当課が用いるシステム。県では、税務システム、生活保護電算システム、(特別)児童扶養手当システム等がある。

②団体内統合宛名システム

中間サーバーと各業務システムを連携させるための特定番号（団体内統合宛名番号）※と各業務システムのマイナシャンパーとを紐付けて管理するためのシステム。
※中間サーバーはマイナシャンパーを保有しないため、中間サーバーと各業務システムを連携するための番号が必要となる。

③中間サーバー

情報連携の対象となる個人情報の副本を保存・管理し、情報提供ネットワークシステム（インターネットエクスプローラー）と各業務システムとの情報の授受の仲介をするためのシステム。

④情報提供ネットワークシステム（インターネットエクスプローラー）

情報照会者・情報提供者どなる国や地方公共団体ごとに設置され、各団体のシステム（①②③）と情報提供ネットワークシステム（コアシステム）を接続させるためのシステム。

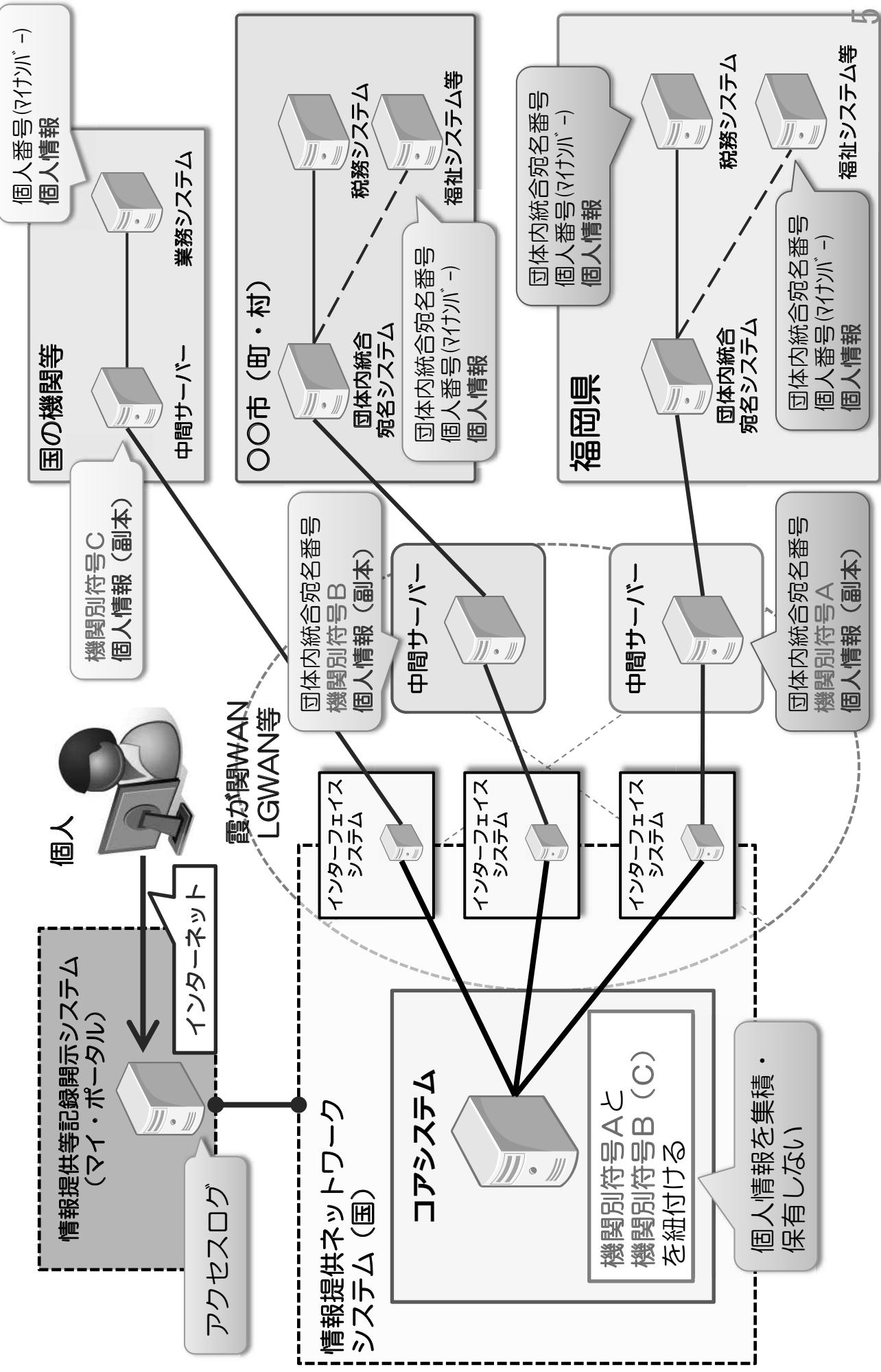
⑤情報提供ネットワークシステム（コアシステム）

情報照会者から情報提供者の求めに対し、情報照会が番号法で認められるものかどうかの確認を行い、その内容を情報提供者へ送信するためのシステム。
※情報提供者から情報照会者へ提供される個人情報は、コアシステムを介さずに提供されるため、コアシステムに蓄積されない。

⑥情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル）

いつ誰と誰が自分についてどの特定個人情報を何のために授受したかを、インターネットにより、確認すること等ができるシステム。

マイナーシバーモードにおけるシステム概要図（その2）



情報連携における個人情報保護措置

- 特定の機関に個人情報を集積する「一元管理」を行うのではなく、今まで通り各機関で情報保有する「分散管理」を行い、必要に応じて個人情報の照会・提供を行うこととする。
- 番号法第19条第7号・別表第二による情報連携は、情報提供ネットワークシステムを介して行うこととする。
- 情報提供ネットワークシステムを介して情報連携を行う際は、連携のキーとして、マイナナンバーを直接用いるのではなく、符号を用いることとする。
- 情報提供ネットワークシステムを介して情報連携を行う際は、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いることとする（番号法第2条第14項）。
- 情報連携に関するアクセスログを記録・保存することとする（番号法第23条）。

番号法における情報連携に関する条文（その1）

番号法第1条（目的）抜粋

この法律は、行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号…の有する特定の個人…を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらが同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備された情報システムを運用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うこととする…。

番号法第2条第14項（定義）抜粋

14 この法律において「情報提供ネットワークシステム」とは、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関…）の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、暗号その他その内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて行われる第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供を管理するため、第二十一条第一項の規定に基づき総務大臣が設置し、及び管理するものをいう。

番号法第3条第1項本文、第2号（基本理念）抜粋

1 個人番号…の利用は、…次に掲げる事項を旨として、行わなければならない。
二 情報提供ネットワークシステムその他これに準ずる情報システムを利用して迅速かつ安全に情報の授受を行い、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資すること。

番号法第19条本文、第7号（特定個人情報の提供の制限）抜粋

何人も、次の各号のいづれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。
七 別表第二の…情報照会者…が、…同表の…情報提供者…に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するためには必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報…の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

番号法における情報連携に関する条文（その2）

番号法第21条第1項（情報提供ネットワークシステム）

- 1 総務大臣は、特定個人情報保護委員会と協議して、情報提供ネットワークシステムを設置し、及び管理するものとする。

番号法第22条第1項、第2項（特定個人情報の提供）抜粋

- 1 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、…情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合には、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

番号法第23条第1項、第3項（情報提供等の記録）

- 1 情報照会者及び情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、次に掲げる事項を情報提供ネットワークシステムに接続されたその者の使用する電子計算機に記録し、当該記録を政令で定める期間保存しなければならない。
 - 一 情報照会者及び情報提供者の名称
 - 二 提供の求めの日時及び提供があつたときはその日時
 - 三 特定個人情報の項目
- 四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項
- 3 総務大臣は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供の求め又は提供があつたときは、前二項に規定する事項を情報提供ネットワークシステムに記録し、当該記録を第一項に規定する期間保存しなければならない。

番号法における情報連携に関する条文（その3）

番号法第25条（秘密保持義務）抜粋

情報提供等事務…に従事する者又は従事していた者は、その業務にして知り得た当該事務に関する秘密を漏らし、又は濫用してはならない。

番号法第27条第6項（特定個人情報保護評価）

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第19条第7号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めではない。

番号法第69条

第25条の規定に違反して秘密を漏らし、又は濫用した者は、3年以下の懲役若しくは150万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

番号法第54条第1項（措置の要求）

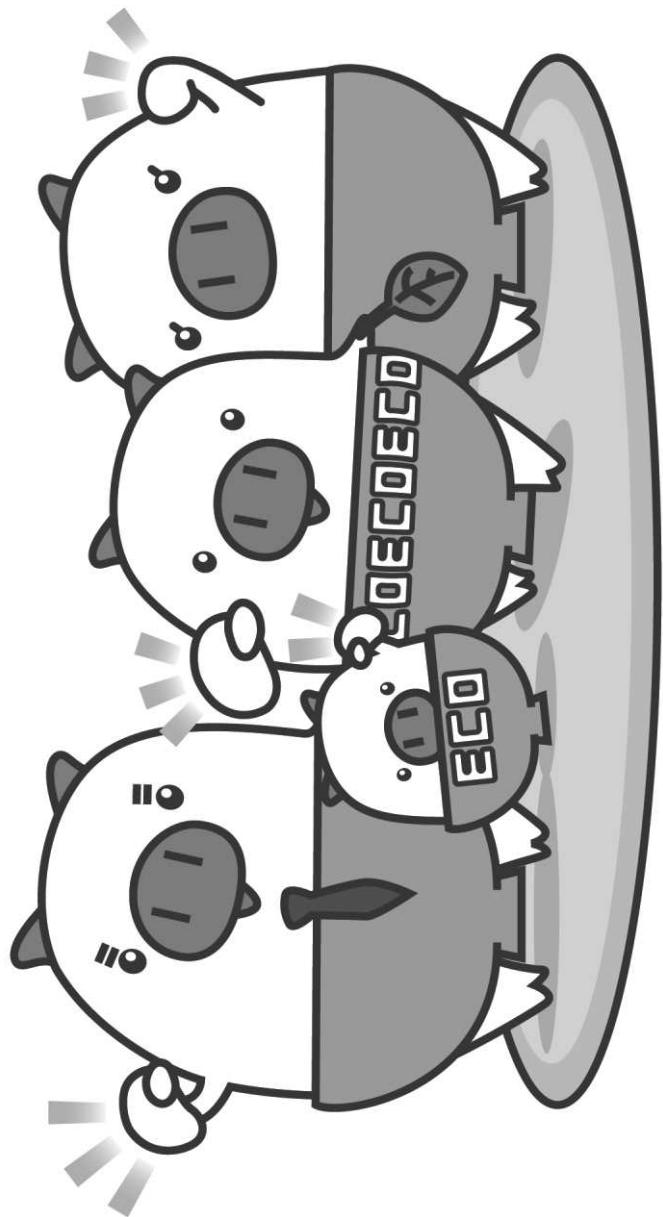
1 委員会は、個人番号その他の特定個人情報の取扱いに利用される情報提供ネットワークシステムその他の情報システムの構築及び維持管理に關し、費用の節減その他の合理化及び効率化を図った上でその機能の安全性及び信頼性を確保するよう、総務大臣その他の関係行政機関の長に対し、必要な措置を実施するよう求めることができる。

番号法附則第6条第5項（検討等）抜粋

5 政府は…、情報提供等記録開示システム…を設置する…。

資料3

特定個人情報保護許諾の概要



特定個人情報保護評価とは？

根拠規定

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(通称:「番号法」)

第27条(特定個人情報保護評価)－抜粋－

第1項 行政機関の長は、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、特定個人情報の取扱いに関して自ら評価した結果(評価書)を公表するとともに、評価内容について広く国民の意見を求めるものとする。

第2項 行政機関の長は、特定個人情報保護委員会規則で定めるところにより、評価内容について国民から得られた意見を十分考慮した上で評価書の見直しを行い、評価書について特定個人情報保護委員会の承認を受けるものとする。

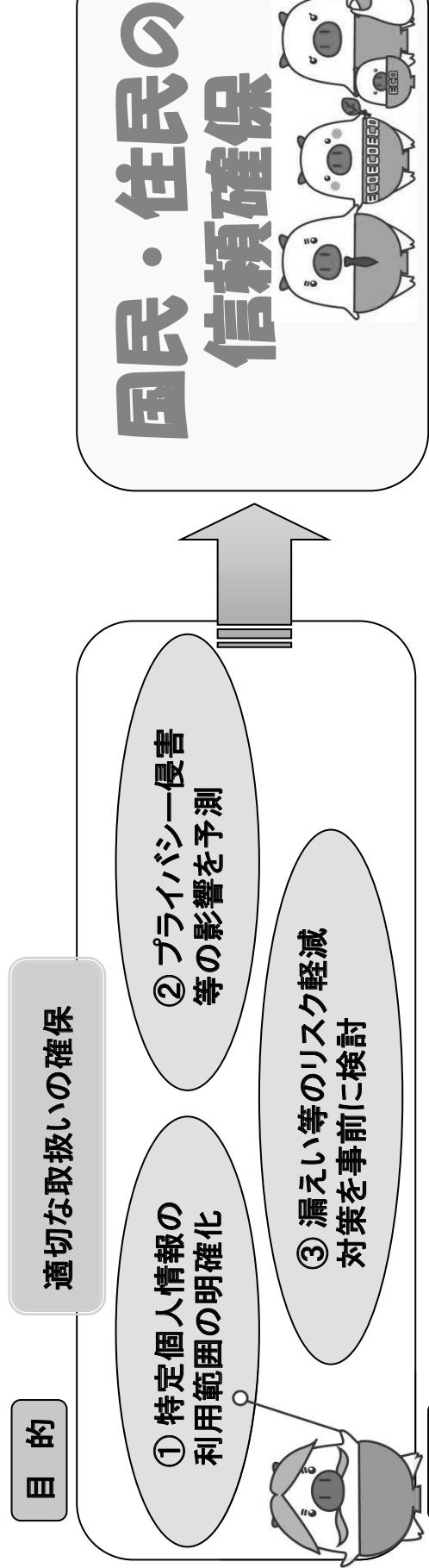
目的

適切な取扱いの確保

- ① 特定個人情報の利用範囲の明確化

- ② プライバシー侵害等の影響を予測

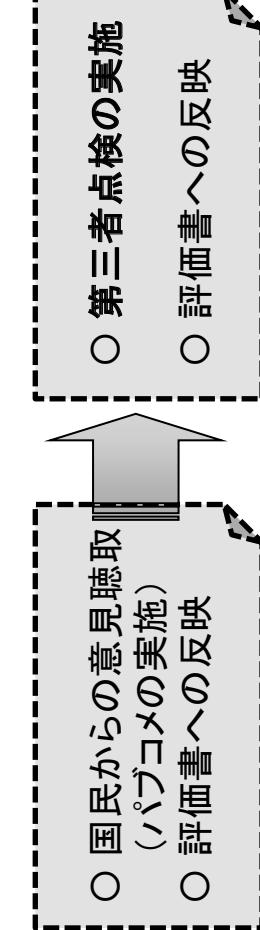
- ③ 漏えい等のリスク軽減対策を事前に検討



概要

評価

- しきい値判断(パブコメの実施)
- 評価書の作成



公表

- 特定個人情報保護委員会へ提出
- 評価書の公表

特定個人情報保護評価の対象

特定個人情報保護評価の対象

1. 評価の対象

特定個人情報ファイルを取り扱う事務
(対象となる事務は、法令又は条例で定められる)

※福岡県の評価対象事務 13件
(住民基本台帳法、地方税法等に関する事務)

2. 特定個人情報ファイルとは?

文書や電子データ等の内容に個人番号を含む「個人情報ファイル」のこと

注:「個人情報ファイル」とは……

個人情報を含む文書又は電子データ等であって、個人情報を検索できるように構成したもの

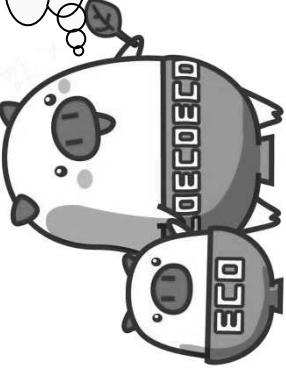
3. 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

特定個人情報ファイルを取り扱う事務であっても、例外的に評価の実施が義務付けられない事務がある。

- 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
- 手作業処理用ファイル(紙文書)のみを取り扱う事務
- 取り扱う個人情報の対象人数が、1,000人未満の事務

沢山あります。
だね..

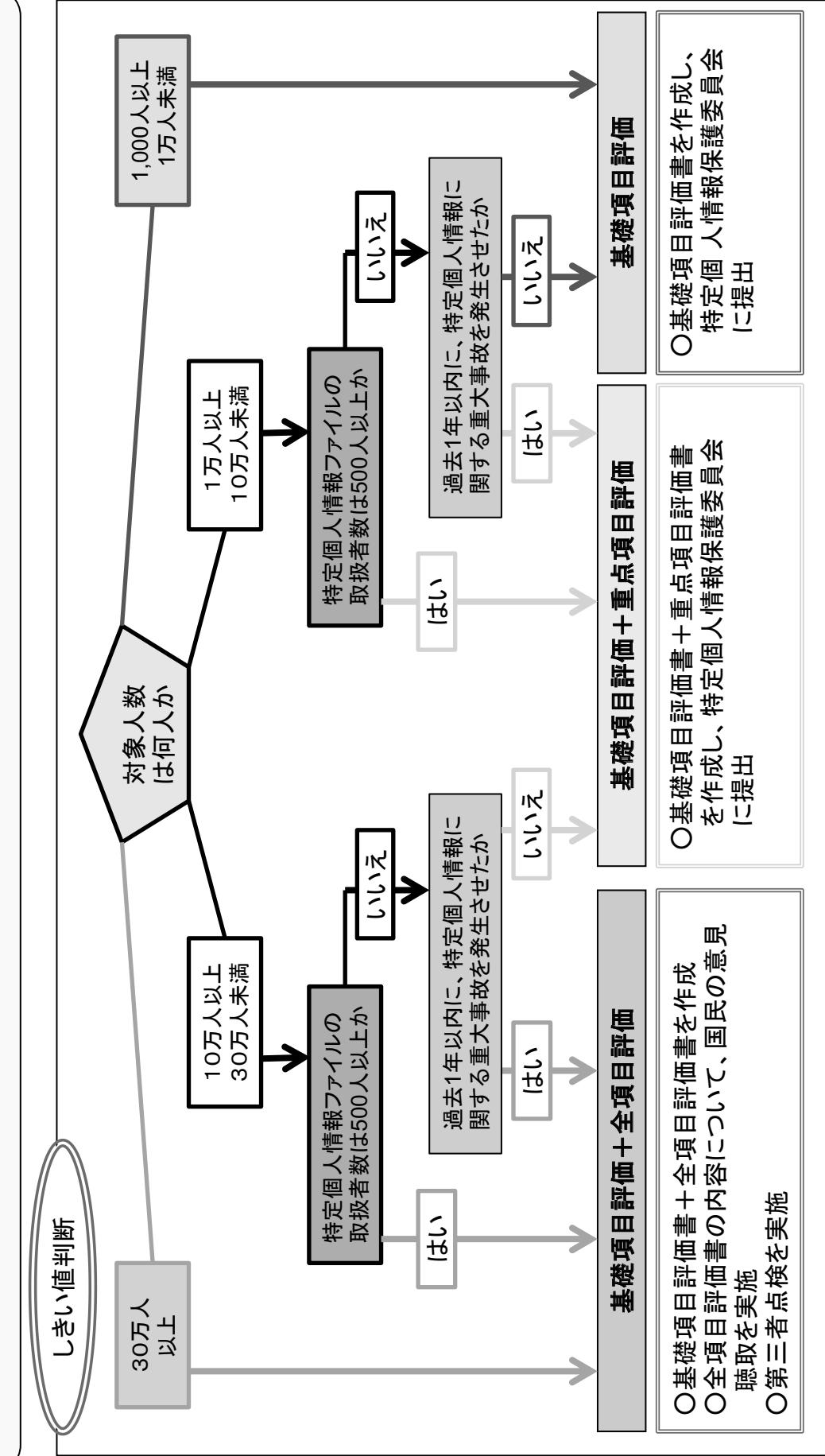
一部を除き、特定個人情報
ファイルを取り扱う全ての事務
が評価の対象



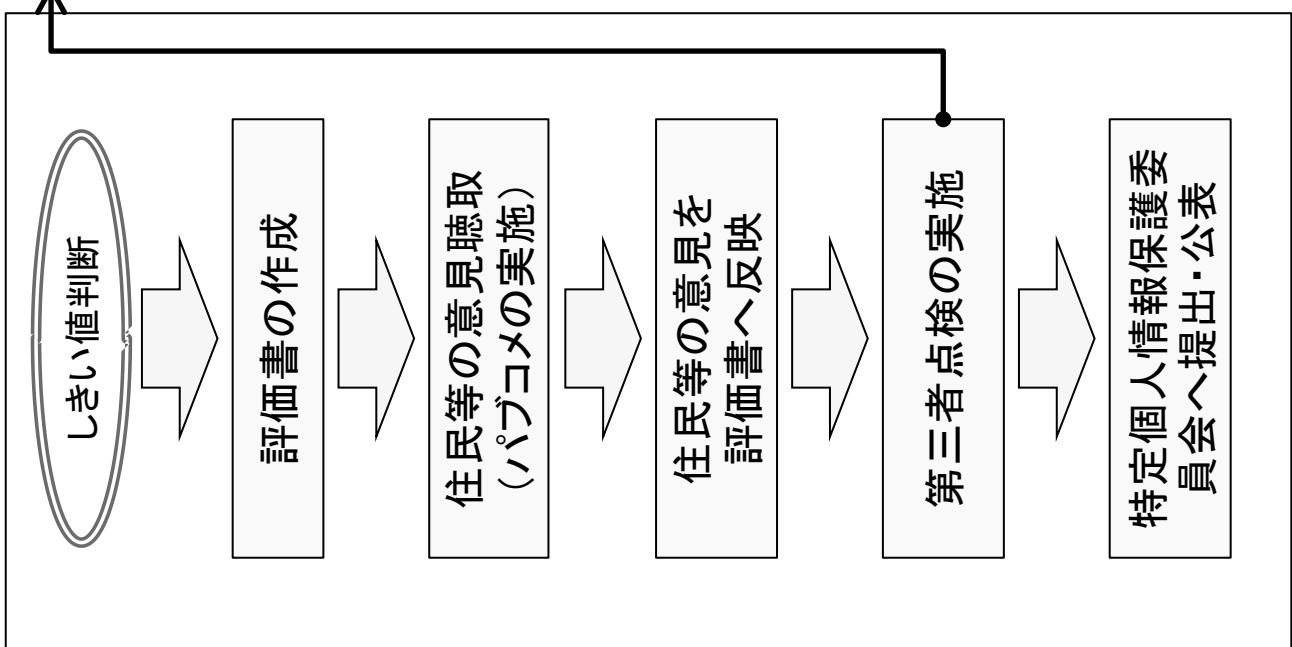
特定個人情報保護評価の手続

しきい値判断

評価対象事務の全てを一律に評価することは非効率であり、評価の形式化・形骸化のおそれ。
 ①取り扱う個人情報の人数、②特定個人情報ファイルを取り扱う実施機関の職員の数、③個人情報の取扱いに関する重大事故の発生状況により評価の種類を分け、区分に応じた評価を実施。



全項目評価の流れと第三者点検



第三者点検とは？

目的

○評価実施機関(知事、教育委員会等)が、評価書の内容を決定する際に、評価書の適合性・妥当性を客観的に判断するため、外部の有識者の意見を伺うもの

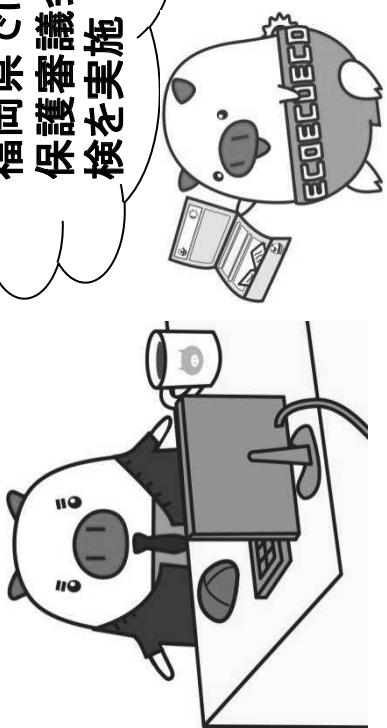
根拠規定

○特定個人情報保護委員会規則

第7条(地方公共団体等による評価)一要約して抜粋一

第4項 地方公共団体等は、評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関の意見を聞くものとする。

この規定に基づき、
福岡県では、個人情報
保護審議会で第三者点
検を実施



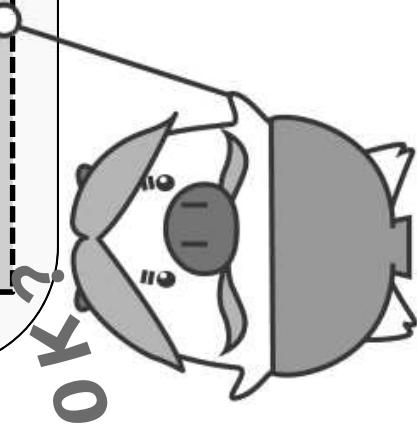
審議会における第三者点検の実施

評価書査査の観点

評価書の適合性

- 委員会指針で定める実施手続に適合しているか？

- ・しきい値判断に誤りはないか？
- ・住民等の意見を十分に考慮し、評価書に反映しているか？
- ・特定個人情報ファイルを取扱う理由が明確か？
- ・事務の内容が分かりやすく示されているか？



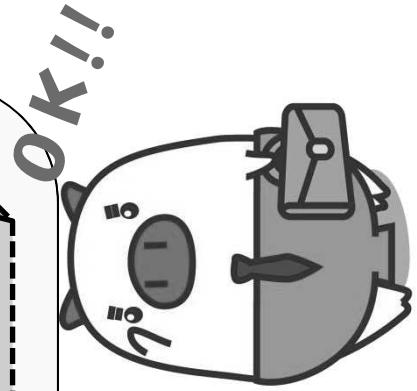
評価書の妥当性

- 評価書の内容は、委員会指針で定める目的に照らして、妥当なものか？

- ・事務の内容、特定個人情報の取扱状況を具体的に記載しているか？
- ・漏えい等のリスクを十分に予測し、対策を講じているか？
- ・予測されるリスクへの措置は、具体的に記載されているか？



審議会の答申



特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

福岡県知事

特定個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	県税の賦課徴収関係事務			
②事務の内容 ※	<p>福岡県では、地方税法の規定により県税の賦課徴収を行っている。 具体的には、県民税、事業税及び自動車税等の直接税 並びに 軽油引取税等の間接税について、課税を行い徴収している。 また、税の公平性を保つため、納期限までに納付のないものについては督促状の発付や滞納処分等を行い、税収確保に努めている。 事務の流れ及び詳細は、「(別添1)事務の内容」参照。</p>			
③対象人数	<p>〔 30万人以上 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>			

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務システム			
②システムの機能	<p>税務システムでは、県税の賦課徴収関係事務に関わる電算処理を行う。 システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通管理機能：プログラムの実行管理、データベース管理、他システムとの連携等、システム稼動のための基盤機能。 ・ 宛名管理機能：複数の税目で管理されている納税者等を、名寄せして一元的に管理する。 ・ 課税機能：全ての課税業務について、税法等に基づいた課税・更正、照会業務、各種統計処理等を税目単位で行う。 ・ 収納管理・滞納整理支援機能：課税機能により課定された税金の収納・徴収業務を、税目に関わりなく一元的に行う。 ・ 個人番号管理機能：個人番号を一元管理し、宛名管理機能・課税機能・収納管理・滞納整理支援機能と連携する。 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>			

システム2～5

システム2

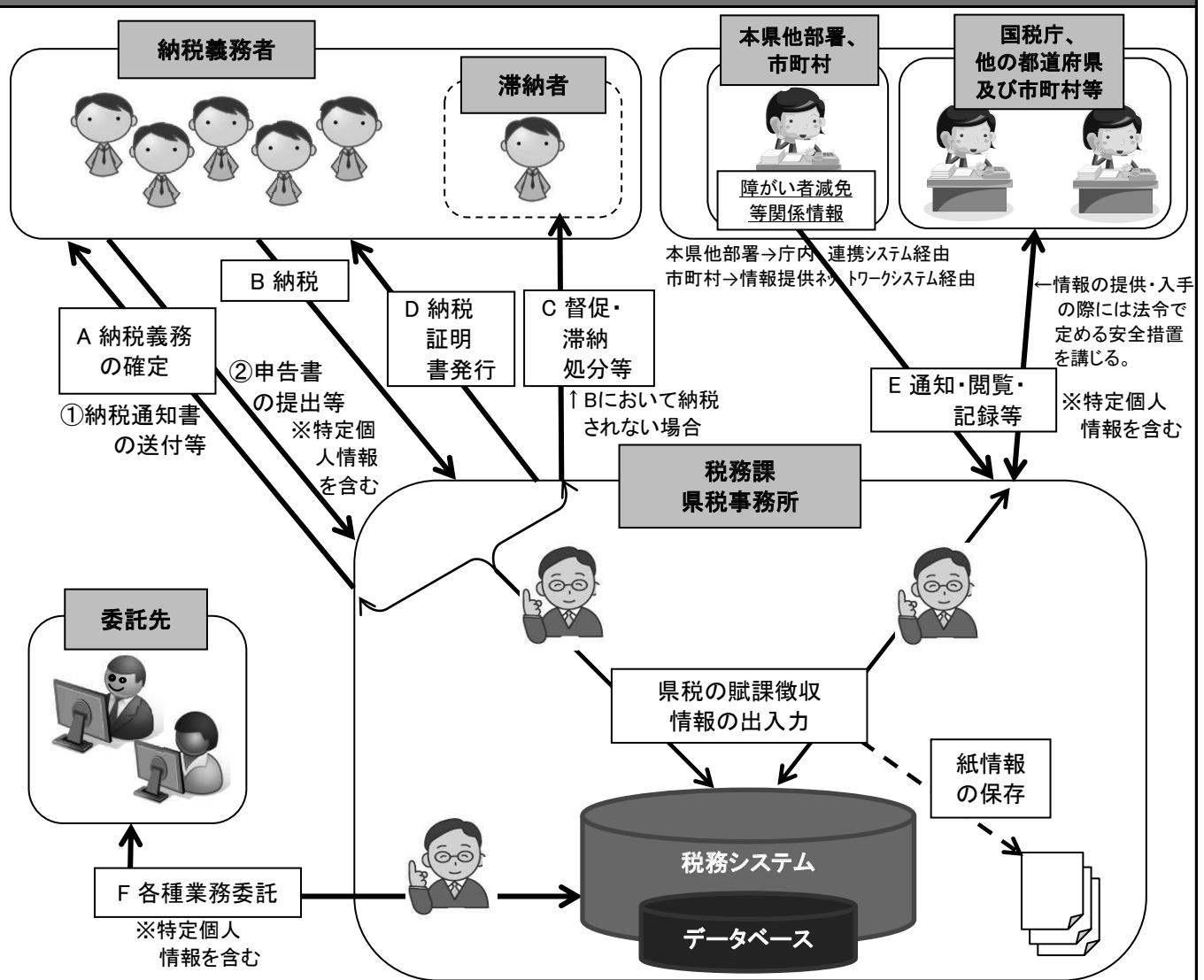
①システムの名称	団体内統合宛名システム			
②システムの機能	<p>システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 団体内統合宛名番号付番機能：団体内統合宛名番号の付番及び業務利用番号との紐付け等を行う機能。 ・ 宛名情報等管理機能：団体内統合宛名番号、個人番号、業務種別、業務利用番号及び基本4情報の管理等を行う機能。 ・ 基本4情報等出力機能：個人番号、基本4情報の中間サーバー及び業務システムへの提供等を行う機能。 ・ 符号取得支援機能：符号取得支援等を行う機能。 ・ 情報提供支援機能：中間サーバーに対する特定個人情報登録等を行う機能。 ・ 情報照会支援機能：中間サーバーに対する情報照会の要求依頼及び情報照会結果取得依頼等を行う機能。 ・ 庁内連携支援機能：個人番号を利用した府内連携の支援等を行う機能。 ・ 共通変換機能：文字コード及びデータ形式等の変換を行う機能。 ・ 職員認証・権限管理機能：職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理等を行う機能。 			
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>			

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 符号管理機能：符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 ・ 情報照会機能：情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 ・ 情報提供機能：情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 ・ 既存システム接続機能：中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・ 情報提供等記録管理機能：特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 ・ 情報提供データベース管理機能：特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 ・ データ送受信機能：中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 ・ セキュリティ管理機能：特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能。 ・ 職員認証・権限管理機能：中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 ・ システム管理機能：バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム（都道府県サーバ部分）
②システムの機能	<p>システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認情報の更新：都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ・ 都道府県の執行機関への情報提供：都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 ・ 本人確認情報の開示：法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ・ 機構への情報照会：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ・ 本人確認情報検索：代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ・ 本人確認情報整合：都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>

システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>個人事業税の賦課徴収のため、本県では所得税確定申告書等データを、国税庁から国税連携システムを使用して受信している。</p> <p>国税連携システムの機能は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設定機能：パスワード設定等の基本機能 ・国税連携データ管理機能：確定申告データ及び確定申告書等画像データのダウンロード 確定申告データの検索、印刷、XMLファイルのCSV変換等 ・団体間回送データ送受信機能：地方公共団体間でのデータのやり取りを行うための機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	「地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務」については、番号法第九条第1項 及び 同法別表第一の十六の項において、個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる旨が定められている。 福岡県では番号法に基づき、県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出や、他の行政機関等との税関連情報の授受等において、個人番号を取り扱う。
②実現が期待されるメリット	個人の特定 及び 個人の宛名の窓口の正確性が向上することにより、県税の公平・公正な賦課徴収につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第九条第1項 及び 同法別表第一の十六の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第十九条第七号 及び 同法別表第二の二十八の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第二十一条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	総務部税務課長 棚崎 綾子
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

福岡県では、税務課 及び 県税事務所において、主に情報を管理する「税務システム」を基に県税の賦課徴収関係事務を行います。また、一部業務を外部委託しています。

県税の賦課徴収関係事務について、具体的には以下の流れとなります。

<納税義務者への賦課徴収関係事務>上表A～D

A 納税義務の確定 ……①県による納税通知書の送付や ②納税義務者からの申告書の提出等により、納税義務が確定する。場合により、減免や徵収猶予等を行う。
(※ ②納税義務者から提出された申告書等には、様式により、特定個人情報を含むものがある。)
納税通知書に記載される個人情報等は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。
納税義務者による申告書等の情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

B 納税 ……納税義務者からの納税情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

C 督促・滞納処分等 ……納期限内に納税されない場合は、滞納者に対して督促や滞納処分等を行う。
滞納関係の情報は主に「税務システム」に蓄積する。

D 納税証明書発行 ……「税務システム」に蓄積したデータを基に、納税者に対し、場合により納税証明書を発行する。

<本県他部署、国税庁、他の都道府県及び市町村等との情報のやり取り>上表E

E 通知・閲覧・記録等 ……上記行政機関等との間は、番号法令及び地方税法令等に則り、情報のやり取りを行う。
障がい者減免等関係情報の入手について、本県他部署からは府内連携システムを経由、市町村からは情報提供ネットワークシステムを経由して入手する。その他、情報の提供・入手の際にも、法令で定める安全措置を講じる。(※ 番号法令で認められた範囲内で、特定個人情報を含んだものを取り扱う。)
県発信の情報は、主に「税務システム」において保有するデータが基となる。
県へ送られてきた情報は、主に「税務システム」に蓄積する。

<各種業務委託>上表F

F 各種業務委託 ……税務事務に関するデータ入力作成委託、パンチ委託 及び 納税通知書の封入封緘等委託等、各種業務を委託する。(※ 委託の内容によっては、特定個人情報を含んだものを取り扱う。)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	<p>[システム用ファイル] <選択肢></p> <p>1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)</p>
②対象となる本人の数	<p>[100万人以上1,000万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
③対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者 及び 課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収のため、上記対象者の特定個人情報を取り扱う必要がある。
④記録される項目	<p>[100項目以上] <選択肢></p> <p>1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上</p>
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <p>[○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号)</p> ・連絡先等情報 <p>[○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等)</p> <p>[] その他住民票関係情報</p> ・業務関係情報 <p>[○] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報</p> <p>[] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報</p> <p>[○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報</p> <p>[] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報</p> <p>[] 災害関係情報</p> <p>[○] その他 (内部機関情報、技術的事項(エラーコードなど))</p>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号 及び その他識別情報は、対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報 及び 連絡先は、①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡のために保有する。 ・国税関係情報は、国から入手した課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有する。 ・地方税関係情報は、他の都道府県及び市町村から入手した課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、低所得者に対する税の軽減等を行うために保有する。 ・障害者福祉関係情報は、障がいを持った方やその家族に対する税の軽減を行るために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報は、生活保護受給者に対する税の軽減を行うために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	総務部税務課、各県税事務所(12事務所)

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人	
	[○] 評価実施機関内の他部署	(市町村支援課、保護・援護課、保健福祉事務所、 障害者福祉課、障害者更生相談所)
	[○] 行政機関・独立行政法人等	(国税庁)
	[○] 地方公共団体・地方独立行政法人	(他の都道府県、市町村)
	[] 民間事業者	()
②入手方法	[○] その他	(地方公共団体情報システム機構(地方共同法人))
	[○] 紙	[○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[] 電子メール	[] 専用線 [○] 庁内連携システム
③入手の時期・頻度	[○] 情報提供ネットワークシステム	
	[○] その他	(住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム 及び 政令で定める 安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条 及び 同法 施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)が確保されたシステムを 利用。)
	①定期的に対応する事務に際して入手するもの(毎年)	
④入手に係る妥当性	・税務署(国税庁)から、国税連携システムを経由して得られる個人事業税の賦課に必要な情報。 (平成25年度実績 確定申告期は毎営業日、左記以外は月1回)	
	・自動車税 及び 自動車取得税の申告書記載情報と、自動車登録情報の突合結果情報。 (平成25年度実績 月2回)	
	②個別的に対応する事務に際して入手するもの(随時)	
⑤本人への明示	・申告書等を受け付けた都度。地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度。	
	以下、番号法令に則り、地方税法上の賦課徴収関係事務について、特定個人情報の入手ができるものをケース別に挙げる。なお、本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する全ての情報については、既に入手したものでないか事前に保有情報を確認した上で入手する。必要に応じて、住基ネットの利用により個人番号の真正性を確認する。	
	<番号法 第十九条 第三号のケース>	
⑥使用目的 ※	・自動車税に係る申告書等に記入された特定個人情報を、直接入手。	
	・本人又はその代理人(提供元)→本県(提供先)	
	<番号法 第十九条 第七号のケース>	
⑦使用の主体	・番号法第十九条七号 及び 同法別表第二の二十八の項の規定に則り、情報提供ネットワーク システム等を使用して、本県他部署、他の都道府県及び市町村から情報を入手。自動車税等 の障がい者減免、個人事業税等の生活保護受給者減免、狩猟税の低所得者減免のため。 ・都道府県の社会福祉関係部署又は市町村(提供元)→本県(提供先)	
	<番号法 第十九条 第八号のケース>	
	・番号法第十九条第八号、同法施行令第二十二条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令 第三号)第十九条に則り、各提供元から 地方税法に基づく県税関係情報を入手。 ・国、他の都道府県及び市町村(提供元)→本県(提供先)	
⑧変更の妥当性	<番号法 第十九条 第十二号のケース>	
	・番号法第十九条第十二号、同法施行令第二十六条 及び 同施行令別表に則り、租税に関する 法律の規定に基づく犯則事件の調査 及び 租税に関する法律又はこれに基づく条例の規定に による質問、検査、提示若しくは提出の求め又は協力の要請により、情報を入手。	
	・本人又はその代理人、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等(提供元)→本県(提供先)	
⑨使用目的	本人又はその代理人として定められた者から入手する情報については、提出者に使用目的を示した上で入手する。	
	本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から入手する情報は、この限りではないため、入手の際の安全の確保として、情報提供ネットワークシステム等の番号法令に則った通信手段を使用して入手する。	
⑩使用目的	県税の賦課徴収のため	
⑪変更の妥当性		
⑫使用部署	総務部税務課、各県税事務所(12事務所)	
	※	
⑬使用者数	<選択肢>	
	[500人以上1,000人未満]	1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	<p>① 課税管理に関する事務 申告 及び 届出等による情報から、課税管理業務を行う。</p> <p>② 収納管理に関する事務 収納 及び 課税等の情報から、収納、還付 及び 充當等の収納管理業務を行う。</p> <p>③ 滞納管理に関する事務 滞納者情報等から、滞納管理業務を行う。</p> <p>④ 宛名管理に関する事務 納税者の宛名情報の特定や突合を行い、宛名管理業務を行う。</p>
情報の突合 ※	<p>① 課税管理に関する事務 課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うためや、税の軽減等を行うため、本人から提出された申告書等の内容と、本県他部署、国、他の都道府県 及び 市町村等から入手した関係情報との突合を行う。</p> <p>④ 宛名管理に関する事務(①～③に係る宛名管理) 納税義務者 及び 課税調査対象者の確定等を行うため、当該システムにおける宛名情報と、本県他部署、国、他の都道府県 及び 市町村等から入手した関係情報との突合を行う。</p>
情報の統計分析 ※	特定個人情報を使用して、特定の個人が判別しうるような統計分析は行わない。
権利利益に影響を与える得る決定 ※	県税の賦課決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (4) 件 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	税務システムの運用管理等業務委託
①委託内容	税務システムの維持 及び 機能向上に係る運用管理等を委託するもの。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<選択肢> [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者 及び 課税調査対象者
その妥当性	税務システムの維持 及び 機能向上に係る運用管理等を担う本委託において、システムの維持管理のため特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	<選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	委託に関する落札業者の氏名及び住所等について、公示を行っている。 福岡県の情報公開制度に係る開示請求により確認可能
⑥委託先名	株式会社BCC
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
委託事項2～5	
委託事項2	自動車二税(自動車税及び自動車取得税)の申告書に係る情報処理業務等委託
①委託内容	①自動車二税の申告書の受付及びデータ化、②申告書記載情報と自動車登録情報の突合等業務を委託するもの。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<選択肢> [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<選択肢> [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る自動車二税の納税義務者(身障者減免においては、場合によりその家族)
その妥当性	自動車二税の納税義務者等の情報をシステム上で確認・入力する業務であるため、特定個人情報を取り扱う必要がある。
	<選択肢>

③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
⑤委託先名の確認方法	福岡県の情報公開制度に係る開示請求により確認可能				
⑥委託先名	①福岡県自動車販売店協会 ②株式会社BCC				
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				
委託事項3		滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託			
①委託内容	福岡県税の滞納情報について、税務システムでの情報処理等を委託するもの。				
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部			
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る滞納者				
その妥当性	滞納整理とは、税収確保に努めるため、納期限までに納付のない各種県税について、督促状の発付や滞納処分等を行うことである。 本委託においては、上記滞納整理に伴う税務システムのデータ抽出・加工等を実施するため、滞納者の特定個人情報を取り扱う必要がある。				
③委託先における取扱者数	[10人未満]	1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○] 専用線 [] フラッシュメモリ [] その他 ()	[] 電子メール [] 紙	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
⑤委託先名の確認方法	福岡県の情報公開制度に係る開示請求により確認可能				
⑥委託先名	株式会社BCC				
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない		
	⑧再委託の許諾方法				
	⑨再委託事項				
委託事項4		県税収納管理業務等データ入力委託			

①委託内容	①県税収入情報を税務システムに入力 又は ②課税情報をデータパンチする業務等を委託するもの。						
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>〔 特定個人情報ファイルの一部 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>						
対象となる本人の数	<p>〔 10万人以上100万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>						
対象となる本人の範囲 ※	福岡県税に係る納税義務者						
その妥当性	県税の収入及び課税情報を税務システムに入力 又は データパンチする業務等を含む本委託において、納税義務者の特定個人情報を取り扱う必要がある。						
③委託先における取扱者数	<p>〔 10人以上50人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>						
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [○] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>						
⑤委託先名の確認方法	福岡県の情報公開制度に係る開示請求により確認可能						
⑥委託先名	①株式会社ケー・デー・シー福岡支店、②株式会社BCC						
再委託	⑦再委託の有無 ※	<p>〔 再委託しない 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>					
	⑧再委託の許諾方法						
	⑨再委託事項						
委託事項5							
委託事項6~10							
委託事項11~15							
委託事項16~20							

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない									
提供先1	市町村 及び 他都道府県									
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号、同法施行令第二十二条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号) 第十九条									
②提供先における用途	<p>現在、地方税法上の業務として行われている地方税法に基づく通知や供覧等、外部の税関連機関への情報提供について、一部様式変更(個人番号記入欄の追加)に伴い、番号法令で認められた範囲内で新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、賦課徴収関係事務に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税、個人事業税、たばこ税 及び 軽油引取税 に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村・他都道府県(提供先) 									
③提供する情報	福岡県税に係る 不動産取得税、個人事業税、たばこ税 及び 軽油引取税 の納税義務者情報									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	福岡県税に係る 不動産取得税、個人事業税、たばこ税 及び 軽油引取税 の納税義務者									
⑥提供方法	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</td> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 紙</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>		[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input checked="" type="radio"/>] 紙	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線									
[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input checked="" type="radio"/>] 紙									
[<input type="checkbox"/>] その他 ()										
⑦時期・頻度	地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は隨時、提供頻度は不確定。									
提供先2~5										
提供先2	市町村									
①法令上の根拠	番号法第十九条第八号、同法施行令第二十二条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号) 第十九条									
②提供先における用途	<p>現在、地方税法上の業務として行われている 地方税法 第四十八条 第七項等に基づく外部の税関連機関との情報のやり取りについて、番号法令で認められた範囲内で、新たに個人番号を付加して行うもの。各提供先において、徴収及び滞納処分状況等を把握し、賦課徴収関係事務に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人県民税の徴収 及び 滞納処分に係る特定個人情報を提供。 ・本県(提供元)→市町村(提供先) 									
③提供する情報	福岡県税に係る個人県民税の納税義務者情報									
④提供する情報の対象となる本人の数	<p><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>									
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	福岡県税に係る個人県民税の納税義務者									
⑥提供方法	<table border="0"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 専用線</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 電子メール</td> <td>[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</td> <td>[<input checked="" type="radio"/>] 紙</td> </tr> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</td> <td></td> </tr> </table>		[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線	[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input checked="" type="radio"/>] 紙	[<input type="checkbox"/>] その他 ()	
[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム	[<input checked="" type="radio"/>] 専用線									
[<input type="checkbox"/>] 電子メール	[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)									
[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ	[<input checked="" type="radio"/>] 紙									
[<input type="checkbox"/>] その他 ()										
⑦時期・頻度	地方税法令に係る事務上、納税義務者の特定が必要な都度であるため、各業務の提供時期は隨時。提供頻度は、平成25年度実績で年間約1,500件。									
提供先6~10										
提供先11~15										
提供先16~20										

移転先1					
①法令上の根拠					
②移転先における用途					
③移転する情報					
④移転する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: center;">[] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>			
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲					
⑥移転方法		[] 庁内連携システム		[] 専用線	
		[] 電子メール		[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
		[] フラッシュメモリ		[] 紙	
		[] その他 ()			
⑦時期・頻度					
移転先2~5					
移転先6~10					
移転先11~15					
移転先16~20					
6. 特定個人情報の保管・消去					
①保管場所 ※		<p><税務システムにおける措置> 税務システムについては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。申請書等の紙媒体については、施錠して保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</p> <p>② 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>			
②保管期間		期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>		
		その妥当性	<p>地方税法第十一節(地方税法第十七条の五~第十八条の三)により、地方税の法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、更正又は決定をすることができない旨(なお、賦課決定は三年、加算金決定は七年。)等が定められており、税務システムにおけるデータ及び申請書等の紙媒体の保管期間もこれに則る。</p>		
③消去方法		<p><税務システムにおける措置> 不用となったデータについては、税務システムにおいて消去する。申請書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>① 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>② ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>			
7. 備考					
—					

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙参照。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>書面様式において、誤って本人以外の特定個人情報を入手することがないよう、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。</p> <p>本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から個別に特定個人情報を入手する際も、誤って対象者以外の情報を入手することがないよう、入手の際に個人番号、氏名、住所、生年月日及び性別等についてのチェックを必須とする。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、必要な情報以外は入手できないよう防止措置をとる。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、利用目的を明確にするとともに、必要な情報以外は記載できないようにする。</p> <p>本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合においては、政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則（内閣府令・総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステムを利用する等、適切な入手方法をとる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードの提示等、番号法令に定められた方法により 本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>本人又はその代理人から入手する際には 個人番号カードの提示等、番号法令に定められた方法により 個人番号の真正性を確認する。</p> <p>本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から 特定個人情報を入手した際には、必要に応じて住基ネットの利用等により 個人番号の真正性を確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	本人又はその代理人からの変更の申し出や、本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等からの変更情報の入手 及び 住基ネットの利用等により特定個人情報の更新を行い、正確性を確保する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 書面提出の場合は、本人又はその代理人から受け取ることを原則とする。 本県他部署、国、他の都道府県及び市町村等から特定個人情報を入手する場合には、政令で定める安全な措置（番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条、同法施行規則（内閣府令・総務省令第三号）第二十条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用					
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク					
宛名システム等における措置の内容	<団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムにおいて、職員認証によるアクセス制御、権限管理及びログ管理等を行う。				
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務システムには、県税の賦課徴収関係事務に關係のない情報を保有しない。なお、税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を実施し、紐付けに係るアクセス制御を行うことで、事務の範囲を超える紐付けができないようにする。				
その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク					
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。また、各職員が属する組織及び從事する業務に応じて、必要最小限の権限を付与している。				
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> (1)ユーザーIDとパスワードの発行管理 税務システムにアクセスできる職員及び委託先全てに対し、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。 (2)ユーザーIDとパスワードの失効管理 税務システムへのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった場合、アクセス権限を更新して失効させる。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 管理者が定期的に権限者の異動情報等を確認し、異動等があった場合は、管理者権限により、ID等を失効させる。				
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
具体的な管理方法	<税務システムにおける措置> 税務システムの管理者権限は、必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムの管理者権限は、必要最小限度の職員に限定して与えることとしている。				
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない			
具体的な方法	<税務システムにおける措置> 税務システムにおける特定個人情報ファイルの使用について、操作した日時・内容・ユーザーID・画面の名称等のアクセスログを日次で記録し、7年間保管する。 <団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは、いつ、どの特定個人情報が利用等されたのかについて記録する。				
その他の措置の内容	税務システムに接続できる端末を登録し、不正なアクセスがないよう制御している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	業務外利用の禁止等の個人情報の保護に係る研修を原則年1度開催し、個人情報保護を指導する。 地方税法第22条において、「秘密漏えいに関する罪」があり、地方税に関する調査に関する事務に従事している者 又は 従事していた者について、その事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合における厳格な罰則規定があり、全ての税務吏員はこれを遵守している。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	バックアップは日次で全データを取ることとし、個人でバックアップができるよう、システム上の制限をかける。 なお、日次バックアップした全データは、特に厳重なアクセス制御を実施し、権限者しかアクセスできないよう制限をかける。				
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託契約の内容に、「個人情報取扱特記事項」があることを必須とする。 ※「個人情報取扱特記事項」とは、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修 その他必要な事項等を列挙したもの。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない		
具体的な制限方法	税務システムにアクセスできる全ての委託先において、個人ごとのユーザーIDとパスワードによりアクセス制御を行っている。 委託先に提出された書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない		
具体的な方法	税務システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いについて、操作した日時・内容・ユーザーID・画面の名称等のアクセスログを日次で記録し、7年間保管する。 書面様式等については、従業員以外が閲覧できないよう、管理には細心の注意を払うとともに、特定個人情報が記入された書面は施錠して保管する。		
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	該当なし(委託先から他者への提供はない)		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者に特定個人情報を提供する際は、電子情報の暗号化、ファイルへのパスワードの設定等の安全措置を講じる。 また、委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させる。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託業者との契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、以下を規定している。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託業者が、委託事務を処理するために県から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した特定個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。 ・ 委託業者が契約による事務を処理するに当たり取り扱っている特定個人情報の状況について、県は隨時調査することができるものとする。 ・ 委託業者が契約による事務に関して取り扱う特定個人情報の適切な管理を確保するため、県は必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができることとする。 		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない		
規定の内容	委託契約書中、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない		
具体的な方法	業務上再委託する必要がある場合には、事前に委託先から協議を受けて同意をとるとともに、委託先と同等の個人情報に係る秘密の保持等の条件を遵守させ、個人情報の適切な取扱いを図る。		
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れてている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条 及び 第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子情報を外部へ持ち出す場合は、「電子情報書き出し及び持ち出し管理簿」により、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者にその理由を申し出て、許可を得なければならない。 ・ 特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・ 提供・移転の際には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条及び同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。 ・ 番号法第十九条第八号、同施行令第二十三条 及び 第二十九条に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時 及び 提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を提供・移転する場合には、政令で定める安全な措置(番号法第十九条第八号、同法施行令第二十三条 及び 同法施行規則(内閣府令・総務省令第三号)第二十条)が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	外部に個人情報を提供する場合には必ず上長の承認を受けることとし、提供に係るリスクに備える。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 特定個人情報の入手は、番号法令の規定の範囲内で認められたものみとする。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合、情報照会の記録を保持する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 特定個人情報を入手する場合には、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用するため、安全性が担保されている。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 情報提供ネットワークシステムを通じて入手した特定個人情報について、税務システム内の情報と突合を行い、正確性の確認を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<p>＜税務システムにおける措置＞ 特定個人情報を入手する場合には、安全性が確保された情報提供ネットワークシステムの利用を必須とすることで、個人情報の漏えい・紛失の危険を防ぐ。</p> <p>＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合の連携にはセキュアなネットワークを用いる。</p> <p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 </p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 </p>		
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク5：不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞</p> <p>① 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>② 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞</p> <p>① 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>② 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③ 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④ 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>		
---	--	--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p><税務システムにおける措置></p> <p>① サーバ等設置施設における生体認証による入退場制限 及び 監視カメラによる入退室の監視。 ② 停電によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に無停電電源装置等を付設。 ③ 火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設に消火設備を完備。 ④ 地震によるデータの破損を防ぐため、免震ビル構造を備えた施設内にサーバ等を設置。 ⑤ パソコン、紙媒体等の盗難を防ぐため、職員不在時には執務室内を施錠して管理。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行い、その入退室の事跡を記録している。また、使用するネットワークは機密性、安全性及び信頼性を備えている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p><税務システムにおける措置></p> <p>ウィルス対策ソフトの定期的パターン更新による不正プログラム対策 及び ファイアウォールによる不正アクセス対策</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>団体内統合宛名システムのソフトウェアに情報セキュリティ上の問題があることが判明した場合は、速やかに修正プログラムを適用する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	委託先事業者がイベント等の開催情報のメール配信希望者に氏名及びメールアドレス(461名分)を表示した状態でメールを送信した。	
再発防止策の内容	全所属長に対して、委託先への監督の徹底、所属職員及び関係団体(委託先を含む。)の全職員へBcc機能の利用、送信前の複数でのチェック等の措置を講じるよう周知徹底を通知した。 また、平成25年1月からは、庁外の複数の宛先へのメール送信については、Bccを利用しなければ送信不能とする技術的安全管理措置を講じた。	

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<p><税務システムにおける措置> 死者の個人番号は、生存者の個人番号と分けて管理しないため、生存者の個人番号と同様の方法により安全管理措置を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムでは死者の個人番号も生存者の個人番号と同様の方法により保管する。</p>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><税務システムにおける措置> 随時更新が行われている基本4情報を保持する「団体内統合宛名システム」と定期的に突合処理を行い、税務システムに保持する情報を最新のものに更新する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いて定期的にメンテナンスを行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
サーバ、端末機器(パソコン)、記憶媒体等の 廃棄、保管転換又はリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、情報を復元できないよう処理を行う。		

項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査

①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<具体的なチェック方法>	本評価書の記載内容に沿った運用がされているか、年1回担当部署内で自己点検を実施。
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<具体的な内容>	<選択肢> 評価書に記載されたとおりに運用がされているかどうか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は隨時に、監査を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	<具体的な方法>	<選択肢> ①職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修を原則年1回実施。 ②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写又は複製の禁止、再委託の禁止、事務完了後の資料等の返還及び従事者への研修等を定める。 ③違反を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
②請求方法	指定様式(公文書開示請求書)による窓口受付、郵送、ファクシミリ、電子申請の方法による。
特記事項	福岡県では情報公開条例を制定し、公文書の開示請求があつたとき、実施機関は、非開示情報が記録されている場合を除き、公文書を開示しなければならない。
③手数料等	[有料] <選択肢> (手数料額、納付方法: 手数料は無料。開示請求の場合、写しの交付のみ実費(白黒A3版までの場合1枚につき10円等)を窓口等で前納。) 1) 有料 2) 無料
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	-
公表場所	福岡県ホームページに掲載。 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kojin-joho-torokubo-file23.html 県民情報センター他県内4カ所の県民情報コーナーに配架。
⑤法令による特別の手続	-
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	-

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	福岡県総務部税務課管理係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3062
②対応方法	苦情受付時に苦情処理に係る受付票を作成し、苦情に対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成26年12月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県のホームページへの掲載 及び 評価担当部署への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール 及び 書面にて意見を受け付ける。
②実施日・期間	平成26年12月25日～平成27年1月23日 の30日間
③期間を短縮する特段の理由	-
④主な意見の内容	県民等からの意見の聴取後に記載
⑤評価書への反映	県民等からの意見の聴取後に記載
3. 第三者点検	
①実施日	県民等からの意見の聴取後に記載
②方法	福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号)第51条第2項第3号に基づく、福岡県個人情報保護審議会への諮問の方法による。
③結果	第三者点検後に記載
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	-
②特定個人情報保護委員会による審査	-

（別添3）麥更箇所

利子割サブシステム

(4ファイル…148項目)

KH基本マスター 23	特別微収義務者番号	履歴連番	訂正連番	処理区分	特徴者納税者番号
	変更後特別微収義務者番号	業種コード	當業所数	當業所数計上年月日	申告者納税者番号
	管轄県税コード	税務署コード	状態区分コード	書類送付先コード	書類送付先納税者番号
	更新処理区分	更新県税事務所コード	更新利用者コード	初期登録日	変更登録日
KH交付金データファイル 25	登録日	更新日	備考		
	交付金・報奨金・補助金種別	対象番号	税目コード	期別	特徴者納税者番号
	施設名等納税者番号	指令番号	指定期月日	通知事務所コード	通知番号
	通知年月日	申請年月日	支払年月日	支払番号	支払方法コード
KH調定ファイル 48	支払金額	金融機関コード	支店コード	口座種別コード	口座番号
	口座名義人	管轄県税コード	取扱区分	送付先区分	更新年月日
	特別微収義務者番号	実績年月	金融商品コード	調定逆連番	課税区分
	課税連番	訂正連番	課税年度	課定連番	本税利用区分
KH調定移動ファイル 52	加算金利用区分	本税	過少申告加算金	不申告加算金	重加算金
	納税者番号	課税事務所	収納事務所	課定事由	変更すべき事由
	本税の調定連番	本來納入期限	納入期限	調定日	賦課決議日
	通知書発付日	増減調定適用日	延滞増減調定適用日	申告日	更正請求日
個人事業税サブシステム	不徵収終期日	過誤納事由	過誤納発生日	還付加算金始期日	納付日
	収納日	納付事由	納付県税事務所	納付本税額	納付延滞金
	納付先承継納税者番号	送付先承継人納税者番号	更新県税事務所コード	更新日	更新利用者コード
	更新処理区分	更新課税連番	更新訂正連番		更新處理区分
	特別微収義務者番号	実績年月	金融商品コード	調定逆連番	課税連番
	訂正連番	課税年度	課定連番	本税利用区分	加算金利用区分
	変更前本税	変更前過少申告加算金	変更不申告加算金	変更前重加算金	変更後本税
	変更後過少申告加算金	変更後不申告加算金	変更後重加算金	納税者番号	課税事務所
個人事業税サブシステム	収納事務所	調定事由	賦課決議日	通知書発付日	増減調定適用日
	納入期限	調定日	賦課決議日	過誤納事由	不徵収終期日
	延滞増減調定適用日	申告日	更正請求日	還付加算金始期日	納付延滞金
	過誤納発生日	還付加算金始期日	納付日	納付日	納付事由
	納付県税事務所	納付本税額	納付延滞金	納付者納税者番号	送付先承継人納税者番号
	取消フラグ	更新県税事務所コード	更新日	更新利用者コード	更新處理区分
	更新課税連番	更新訂正連番			
	整理番号	税務署コード	国税番号	納税者番号	管轄県税事務所コード
	種別コード1	業種コード1	該当区分1	種別コード2	業種コード2
	該当区分2	種別コード3	該当区分3	吉白区分	
不動産取得税サブシステム	送付区分	分割区分	開業日	営業日	状態区分
	変更日	注意コード1	注意コード2	備考1	備考登録日1
	備考2	備考登録日2	備考3	備考登録日3	備考4
	備考登録日4	備考5	備考登録日5	備考6	備考登録日6
	備考7	備考登録日7	備考8	備考登録日8	備考9
	備考登録日9	事務所番号	相続人管理番号	税理士管理番号	新国税番号
	新税務署コード	新管轄県税事務所コード	ハッシュ更新日	更新日	
	不動産取得税サブシステム	(9ファイル…359項目)			
	課税番号	課税区分	原承区分	合算区分	課税年度
KK課税マスター 152	データ受付年月日	決議年月日	通知・発布年月日	当初納期限	変更後納期限
	納期間変更年月日	変更課税申請年月日	変更課税決議年月日	資料番号	課税筆數
	共有者数	物件数	所在地CD	主たる物件の物件番号(土地)	主たる物件の物件番号(建物)
	申告書提出区分	申告書提出年月日	賦課額変更事由	評価額	税率適用区分
	控除額1	控除事由1	控除額2	控除事由2	控除額3
	控除額2	控除額1	控除額3	控除事由1	税率
	控除額3	免税点適用額	案分前課税標準額	課税標準額	
	減額額1	減額事由1	減額額2	減額事由2	減額額3
	減額事由2	減額額4	減額事由4	最終稅額	賦課額変更事由
	評価額	税率適用区分	控除額1	控除事由1	控除額2
	控除事由3	控除額3	控除事由3	免税点適用額	案分前課税標準額
	控除額2	控除事由2	控除額1	減額事由1	減額額2
	課税標準額	税額	減額額1	減額事由2	減額事由4
	減額事由2	減額額2	減額事由2	税率適用区分	控除額1
	減額事由3	減額額3	減額事由3	控除事由2	控除事由3
	減額事由4	減額額4	減額事由4	控除額3	税率
	最終稅額	課税標準額	減額額2	免税点適用額	減額額1
	差引増減額(訂正)	差引増減額(実質)	最終稅額	建物最終稅額	課税最終稅額
	差引増減額(訂正)	年月日(メモ1)	年月日(メモ1)	対応者(メモ1)	相手CD1(メモ1)
	相手CD1(メモ1)	内容CD1(メモ1)	内容CD2(メモ1)	備考欄(メモ1)	年月日(メモ2)
	対応者(メモ2)	相手CD1(メモ2)	相手CD2(メモ2)	内容CD1(メモ2)	内容CD2(メモ2)
	備考欄(メモ2)	連帯納税管理番号	資料番号1	資料番号1	課税区分1
	資料番号2	課税番号2	課税区分2	資料番号3	課税番号3
	課税区分3	資料番号4	課税番号4	課税区分4	資料番号5
KK共有者マスター 38	課税番号5	課税区分5	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号	課税区分
	現最終課税連番	課税額及用課定額	課税データ区分	保留フラグ(特殊原因)	保留フラグ(地図)
	保留フラグ(通常なし)	保留フラグ(新築マンション)	保留フラグ(併用住宅・共同住宅)	保留フラグ(併用非課税(地図))	保留フラグ(併用非課税(団体・法人))
	課税状態区分	土地状態区分	事前減額適用の有無	失格区分	納戻処理の有無
	返済現状の有無	取消区分	調定年月日	過誤納事由	納税通知書出力の有無
	現過年度区分	融入年度	床面積	非住宅部分面積	他用ヒューリズム年月・時刻
	入力生成年月日	更新年月日			
KK共有者マスター 38	課税番号	課税区分	共有者番号	納税者番号	課税年度
	主従区分	業者区分	取得者持分(分子)	取得者持分(母分)	返戻・納戻事由
	変更後納期限	返戻・納戻年月日	通知・発布年月日	取得額	控除適用額1
	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	負担額	取得額
	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	負担額
	取得額	控除適用額1	控除適用額2	控除適用額2	控除適用額3
	免税点適用額	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2
KK共有者異動ファイル 39	控除適用額3	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	控除適用額2
	負担額	控除適用額1	控除適用額1	控除適用額1	控除適用額3
	連帯納税義務離脱区分	資料番号	共有者合算前資料番号	共有者合算前資料番号	物件合算前資料番号
	共有者エラーフラグ	入力生成年月日	更新年月日		
KK合算共有者異動ファイル 40	事務所コード	資料番号	課税年度	原始・承継区分	課税区分
	共有者番号	納税者番号	生従区分	共有者持分(分子)	業者区分
	共有者持分(分子)	返戻・納戻事由	変更後納期限	返戻・納戻年月日	通知・発布年月日
	取得額	控除適用額1	控除適用額3	免税点適用額3	控除適用額2
	免税点適用額	負担額	取得額	控除適用額1	控除適用額2
	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	負担額	控除適用額1
	控除適用額3	免税点適用額	負担額	控除適用額1	控除適用額1
	控除適用額2	控除適用額3	免税点適用額	負担額	控除適用額2
	共有者合算前資料番号	資料番号	共有者無	入力生成年月日	更新年月日
KK合算登記義務者異動ファイル 15	事務所コード	資料番号	課税年度	法務局受付番号	義務者番号
	解除	納税者番号	主従区分	業者区分	義務者数他
	共有者合算前資料番号	資料番号	義務者エラーフラグ	入力生成年月日	更新年月日

KK登記義務者マスター 14	課税番号 法務局受付番号 主従区分 物件合算前資料番号	法務局受付番号 義務者番号 事由CD 業者区分 義務者エラーフラグ	義務者番号 納稅者番号 事由名称 義務者数他	納稅者番号 資料番号 更新年月日	課税年度 共有者合算前資料番号
-------------------	---	--	---------------------------------	------------------------	--------------------

KK登記義務者異動ファイル 14	事務所コード 納稅者番号 物件合算前資料番号	資料番号 主従区分 義務者エラーフラグ	課税年度 業者区分 入力生成年月日	法務局受付番号 義務者番号 更新年月日	法務局受付番号 義務者番号 更新年月日
---------------------	-------------------------------------	---	-------------------------	---------------------------	---------------------------

KK統計ファイル08 35	レコード区分 納稅者番号 市町村CD 大字名 登記年月日 連帯区分 土地評価額	標票区分 漢字氏名 大字・通称CD 小字名 地番 家屋種類 家屋面積 合計評価額	作成事務所 事由CD 字・丁目CD 地番 家屋種類名 土地面積 住宅特例控除額	事務所区分 事由名称 都道府県名 取得年月日 取得区分CD 合計面積 宅地評価額	個人法人区分 都道府県CD 市町村名 取得区分名 家屋評価額 宅地減額(附則)
------------------	---	---	---	--	--

KK被収用物件マスター 12	登録番号 収用年月日 入力生成年月日	物件所在地CD 限度額 更新年月日	物件所在地名称 控除額	地番 差引額	納稅者番号 新他用更新年月日・時刻
-------------------	--------------------------	-------------------------	-----------------------	-----------	----------------------

自動車二税サブシステム (20ファイル... 906項目)

KL課税インターフェースF 5	納稅義務者納稅者番号	納稅者番号区分	該当ファイルキー	連番	余白
-----------------	------------	---------	----------	----	----

KL課税照会異動データ1 7	登録番号 異動事由コード	納稅者番号・納稅義務者	納稅者番号・所有者	納稅者番号・使用者	異動年月日
-------------------	-----------------	-------------	-----------	-----------	-------

KL基本納稅者ファイル 5	登録番号	所有者納稅者番号	使用者納稅者番号	送付先納稅者番号	余白
---------------	------	----------	----------	----------	----

KL月次基本ファイル 104	登録番号 更換有効年月日 形状コード 排氣量 車両総重量2 塗色コード 使用的本拠具体名漢字 車名コード 状態コード 下取年月日 登録年月日 更新前登録番号 取引銀行名(収納) 仕向銀行名(還付) 滞納 郵便番号(納稅義務者) 住所コード(使用者) 所有者氏名(漢字) 補記コード(所有者) グリーン化税制軽加重課区区分	連番 初度登録年月 定員区分 積載量1 車両総長さ 排气ガス適合コード 住所コード(本拠地) 納稅者番号・使用者 状態適用年月日 税率 年税額 異動事由コード 更新前車台番号下4桁 取引店舗名(収納) 仕向店舗名(還付) 納稅義務者氏名(カナ) 法人コード(納稅義務者) 住所(使用者) 住所コード(所有者) 法人コード(所有者) 住所(送付先) バス	納稅者番号・納稅義務者 用途コード 定員2 積載量2 車両幅 車両高さ 燃料コード 所有者コード 所有者コード(使用者欄) 車名 メーカーコード 納稅者番号・送付先 状態処理年月 注意コード 登録事由コード 前基本レコード有無 名義人氏名(收納) 名義人氏名(還付) 課税年度 納稅通知書送付先区分 住所コード(納稅義務者) 住所(納稅義務者) 使用者氏名(漢字) 使用者氏名(カナ) 法人コード(使用者) 法人コード(所有者) 郵便番号(所有者) 送付先名(カナ) 送付先名(送付先) 法人コード(送付先) 県内外区分	車台番号 類別区分番号 徐気種別 車両総重量1 燃料コード 塗色コード 排气ガス適合コード 所有者コード 車名 メーカーコード 納稅者番号・送付先 注意コード 下取会社コード 県内外区分
-------------------	---	---	--	--

KMグループ登録管理ファイル 7	納稅者番号・申請者 更新日	管轄県税コード 更新時刻	グループコード	申請区分	決議区分
---------------------	------------------	-----------------	---------	------	------

KM異動修正ファイル 88	処理年月日 登録番号 業務種別コード 型式指定番号 定員2 排氣種別 車両重量 車両高さ 形状 車名コード 状態コード 下取年月日 登録年月日 後基本レコード有無 変更前登録番号 変更後登録番号 修正処理日 抵当権 余白基本	処理時間 連番 申請年月日 類別区分番号 定員区分 排氣量 車両総重量1 燃料コード 車両長さ 形状コード 原動機識別コード 使用の本拠(LASDEC) 車名コード 納稅者番号・使用者 状態適用年月日 特種コード 税率コード 登録年月日 異動事由コード 変更前登録番号 変更後登録番号 最終履歴連番 低燃費車 最古登録番号	異動連番 納稅者番号・納稅義務者 車両番号下4桁 初度登録年月 定員2 積載量1 車両幅 型式 原動機型式 使用の本拠(LASDEC)番地等 メーカーコード 車名 納稅者番号・所有者 納稅者番号・送付先 状態処理年月 年税額 異動年月日 変更前登録番号下4桁 変更後登録年月日 変更後登録番号 所有形態 ハイブリッド車 余白	修正前後 車台番号 用途コード 定員1 積載量2 車両幅 型式コード 所有者コード 車名 納稅者番号・送付先 注意コード 下取会社コード 県税コード 前基本レコード有無 変更前登録番号 変更後登録番号 分配処理日 改造車前類別区分番号 更新日 更新時刻	オンライン・分類区分 車台番号 前基本レコード有無 名義人氏名(收納) 名義人氏名(還付) 納期限 納稅通知書送付先区分 住所コード(納稅義務者) 住所(納稅義務者) 使用者氏名(漢字) 使用者氏名(カナ) 法人コード(使用者) 法人コード(所有者) 郵便番号(所有者) 送付先名(カナ) 送付先名(送付先) 法人コード(送付先) 県内外区分
------------------	--	--	--	---	--

KM一括課税保留ファイル 29	最新登録番号 課税納稅者納稅者番号 課税変更事由 変更前課税額 未納額 車検有効年月日	賦課年度 収納県税コード 税率適用年月日 課税増差額 納期限 納稅者番号・送付先	課税連番 決議年月日 申請年月日 税率 課税増差額 調定期限 更新日	課税年度 状態コード 税率 変更前課定額 調定期限 更新時刻	課税時登録番号 状態適用年月日 変更後の課税月数 変更後課定額 除外フラグ
--------------------	--	---	--	---	---

KM基本マスター 81	登録番号	連番	納稅者番号・納稅義務者	車台番号下4桁	車台番号
	業務別区分コード	申請年月日	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード
	型式指定番号	類別区分番号	形状コード	定員区分	定員1
	定員2	排気種別	排氣量	積載量1	積載量2
	車両重量	車両総重量1	車両総重量2	車両長さ	車両幅
	車両高さ	燃料コード	塗色コード	掛け力適合コード	型式コード
	型式	原動機識別コード	原動機型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)
	使用的本拠具体名漢字	使用的本拠(LASDEC)	使用的本拠(LASDEC)番地等	メカーコード	車名
	車名コード	納稅者番号・使用者	納稅者番号・所有者	納稅者番号・送付先	納稅通知書送付先区分
	状態コード	状態適用年月日	状態年月	注意コード	下取会社コード
	下取年月日	特種コード	税率コード	年税額	県税コード
	登録事由コード	登録年月日	異動事由コード	異動年月日	前基本レコード有無
	後基本コード有無	変更前登録番号	変更前車台番号下4桁	変更前登録年月日	変更前登録番号変更年月日
	変更後登録番号	変更後車台番号下4桁	変更後登録番号変更年月日	変更後登録番号	分配処理日
	修正処理日	最終履歴連番	所有形態	グリーン化税制軽課重課区分	改造車前類別区分番号
	抵当権	低燃費車	ハイブリッド車	更新日	更新時刻
	余白				
KM減免管理マスター 39	最古登録番号	連番	生年月日	手帳種類コード1	手帳交付都道府県コード1
	手帳番号1	障害コード1	等級コード1	手帳交付年月日1	再交付
	確認日1	運転者氏名	使用目的コード	当初登録番号	車台番号下4桁
	登録年月日	登録事由コード	異動年月日	税率	
	申請年月日	納稅者番号・身体障害者	納稅者番号・納稅義務者	納稅者番号・所有者	所有者の続柄
	納稅者番号・使用者	使用者の続柄	連絡先相手コード	納稅者番号・送付先	
	県税コード	減免継続区分	減免連絡異動年月日	継続減免照会書状態区分	最終履歴連番
	補記	更新日	更新時刻	余白	
KM減免継続管理ファイル 18	管轄県税コード	通知書連番	納稅者番号・納稅義務者	納稅者番号・身障者	納稅者番号・送付先
	通知年月日	最新登録番号	最古登録番号	車台番号下4桁	減免継続区分
	更新年月日	継続減免照会書状態区分	入力年月日	減免はがき審査区分	審査年月日
KM商品中古車情報ファイル 16	更新日	更新時刻	余白		
KM新年度課税ファイル 104	登録番号	連番	納稅者番号・納稅義務者	車台番号下4桁	車台番号
	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード	型式指定番号	類別区分番号
	形状コード	定員区分	定員1	定員2	排気種別
	排気量	積載量1	積載量2	車両重量	車両総重量1
	車両総重量2	車両長さ	車両幅	燃料コード	
	塗色コード	排ガス適合コード	型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)
	使用的本拠具体名漢字	住所コード(本拠地)	番号・牌番号・番地等(本拠地)	メカーコード	車名
	車名コード	納稅者番号・使用者	納稅者番号・所有者	納稅者番号・送付先	納稅通知書送付先区分
	状態コード	状態適用年月日	状態年月	注意コード	下取会社コード
	下取年月日	税率	年税額	登録事由コード	
	登録年月日	異動事由コード	異動年月日	前基本レコード有無	後基本レコード有無
	更新前登録番号	更新前車台番号下4桁	更新前登録番号変更年月日	取引銀行(収納)	名義人氏名(収納)
	取引銀行名(収納)	取引店舗名(収納)	作成区分(収納)	仕向銀行(還付)	名義人氏名(還付)
	仕向銀行名(還付)	仕向店舗名(還付)	作成区分(還付)	課税年度	納期限
	滞納	納稅義務者氏名(漢字)	納稅義務者氏名(カナ)	住所コード(納稅義務者)	住所(納稅義務者)
	郵便番号(納稅義務者)	補記コード(納稅義務者)	法人コード(納稅義務者)	使用者氏名(漢字)	使用者氏名(カナ)
	住所コード(使用者)	住所(使用者)	郵便番号(使用者)	補記コード(使用者)	法人コード(使用者)
	所有者氏名(漢字)	所有者氏名(カナ)	住所コード(所有者)	郵便番号(所有者)	使用者氏名(カナ)
	補記コード(所有者)	法人コード(所有者)	送付先名(漢字)	送付先名(カナ)	住所コード(送付先)
	住所(送付先)	郵便番号(送付先)	補記コード(送付先)	法人コード(送付先)	県内外区分
	グリーン化税制軽加課区分	バス	更新日	更新時刻	
KM滞納データ 5	納稅者番号	登録番号	滞納フラグ	本税未納額	延滞金未納額
KM注意メッセージファイル 15	登録番号	納稅者番号	入力日	管轄県税コード	担当者名
	申出人名	電話番号	入力理由	代納区分	代納者名
	処理方法	メモ	更新日	更新時刻	余白
KM通知書発付ファイル 24	税目コード	通知書種別	発付年度	通知書番号	納稅者番号
	引き抜き区分	年税額	入力県税コード	登録番号	事業実績
	課税連番	課税年度	注意コード	納稅通知書 状態区分	調定日
	納期限	変更納期限	発付日	返戻日	返戻解除日
	公示送達日	住所照会出力回数	更新日	更新時刻	
KM納通作成不要ファイル 13	登録番号	納稅者番号	引抜コード	年税額	入力県税コード
	通知書種別	対象年度	通知書連番	税率コード	グリーン化税制軽課重課区分
	車台番号下4桁	更新日	更新時刻		
KM分配データ変換後 108	登録番号・A	処理年月日	処理時刻	登録番号・最古	結束番号
	結果番号連番	登録番号・B	業務種別コード	申請年月日	車台番号
	車検有効年月日	初度登録年月	用途コード	型式指定番号	分類区分番号
	形状コード	定員区分	定員1	定員2	排気種別
	排気量	積載量1	積載量2	車両重量	車両総重量1
	車両総重量2	車両長さ	車両幅	車両高さ	燃料コード
	塗色コード	排ガス適合コード	型式コード	型式	原動機型式識別コード
	原動機型式	所有者コード	所有者コード(使用者欄)	使用的本拠具体名漢字	使用的本拠(LASDEC)
	使用者の本拠番地等	使用者の本拠(国交省)	使用者の本拠(国交省)丁目	使用者の本拠(国交省)番地等	メカーコード
	車名	車名コード	税率区分	税率コード	年税額
	取得税額	額課額	所有者氏名漢字	所有者住所	使用者氏名漢字
	使用者住所	所有者住所(国交省)	所有者住所(国交省)丁目	所有者住所(国交省)番地等	使用者住所(国交省)
	使用者住所(国交省)丁目	使用者住所(国交省)番地等	所有者納稅者番号M	所有者開運番号M	所有者氏名漢字M
	所有者補記コードM	所有者郵便番号分割M	所有者住所(LASDEC)M	所有者住所(LASDEC)番地等M	使用者納稅者番号M
	使用者開運番号M	使用者氏名漢字M	使用者登記コードM	使用者郵便番号分割M	使用者住所(LASDEC)M
	使用者住所(LASDEC)番地等M	フラグ所有者未発見	フラグ使用者未発見	フラグ使番同一	フラグ氏名更新
	フラグリスト・作成済	更新ビット・A	更新ビット・B	更新ビット・C	更新ビット・D
	状態ビット・A	状態ビット・B	状態ビット・C	状態ビット・D	状態ビット・E
	状態ビット・F	状態ビット・G	グリーン化税制軽課対策区分	改造車前類別区分番号	分配使用の本拠・住所
	分配所有者住所コード	分配使用者住所コード	転出陸運支局コード	転出一覧表番・登録番号	削除事由
	更新事由	修正処理日(税率・税額)	削除処理日	管轄県税コード	証紙県税コード
	更新日	更新時刻	余白分配		
KM変額ファイル 39	登録番号・最新	課税年度	課税連番	課税年度	決議年月日
	状態コード	状態適用年月日	変更前状態コード	変更前状態適用年月日	課税変更事由
	課税適用年月日	申請年月日	税率	年税額	変更後の課税月数
	変更前課税額	変更後課税額	課税増差額	変更前課定額	変更後課定額
	変更後未納額	歳出還付額	納期限	基本注意コード	基本県税コード
	登録事由	登録年月日	異動事由	異動年月日	車検有効年月日
	登録番号	課稅納稅義務者納稅者番号	収納注意コード	変更前未納額	収納県税コード
	普証区分	現年・過年・新年区分	増額・減額区分	余白	

調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番	調定キー・課税年度
調定キー・本税・加算金区分	S納税者番号	S税目コード	S課税年度(降順)	S課税番号
S実績年月等	S課税連番	S本税・加算金区分	課税事務所	収納事務所
収納歳入年度	現滞区分	調定事由(当初)	課税区分(当初)	調定事由(現在)
課税区分(現在)	本税の調定連番	本来の納期限	納期限	調定日(当初)
調定日(現在)	腰課決議日	通知書発付日	増税調定適用日	増税調定延滞金適用日
申告日	申請日・收受日	更正請求日	【法人二税の時使用】	税務署処理日
事業年度終了日	確定申告提出日	重加対応率	利子割還付額等	監査の申告期限延長
外形法人区分	【自動車税の時使用】	税率・区分	税率・コード	登録日
登録抹消日	課税月数	注意コード	状態コード	納通返戻コード
初度登録年月	【その他の税目の時使用】	他税目設定日付	本税・当初調定額	本税・最終調定額
本税・最終調定額(税割額)	本税・最終調定・内均等割額	本税・最終調定額(所得割額)	本税・最終調定額(付加価値割額)	本税・最終調定額(資本割額)
本税・最終調定額(收入割額)	本税・年度当初調定額	本税・現在調定額	本税・未納額	本税・当年度収納額
本税・収納額合計	本税・当年度欠損額	本税・欠損額合計	本税・歳出還付額	本税・督促状発付額
延滞金・確定延滞金	延滞金・延滞金確定日	延滞金・延滞金減免額	延滞金・延滞金調定額	延滞金・延滞金未納額
延滞金・当年度収納額	延滞金・収納額	延滞金・歳出還付額	最終収納日	最終納付日
状況・個票出力	状況・執停事後調査書出力	状況・奉付止	状況・公示送達	状況・線上徵収・納期限変更
状況・徵收嘱託	状況・執行停止	状況・送付先	状況・二次納	状況・承継人
状況・納管人	状況・延滞金減免入力	状況・徵收引継	情報・調定期数	情報・納付件数
情報・督促状発付	情報・催告書発付	情報・滞納処分	情報・中断停止	情報・徵收猶予
情報・換価猶予	情報・証券受託	情報・納税誓約	情報・不納欠損	情報・徵收引継
経歴最終連番	担当者コード	取税担当者コード	滞納報告年月日	大口区分
有無・過少レコード	有無・不申告レコード	有無・重加レコード	有無・仮本税レコード	有無・仮過少レコード
有無・仮不申告レコード	有無・仮重加レコード	更新日	更新時間(時分秒)	

KC収納管理マスタ明細
119

調定キ-税目	調定キ-課税番号	調定キ-実績年月等	調定キ-課税連番	調定キ-課税年度
経歴番号-経歴基準日	経歴番号-登録連番	レコード区分	共通エリア	状態区分
更新日	歳入年度	調定事由	調定日	
賦課決議日	通知書番付日	増減額適用日	増減額定延滞金適用日	【申告・請求情報】
申告請求・申告日	申告請求・申請日-受取日	申告請求・更正請求日	【調定増減額】	調定増減額・本税
調定増減額・税割額	調定増減額・内均等割額	調定増減額・所得割額	調定増減額・付加価値割額	調定増減額・資本割額
調定増減額・收入割額	調定増減額・過少	調定増減額・不申告	調定増減額・重加	利子割還付額等
【還付加算金】	還付加算金・過誤納事由	還付加算金・過誤納発生日	還付加算金・始期日	還付加算金・除算期間開始日
還付加算金・除算期間終了日	訂正登録連番	予備	予備	還付加算金・本税
調定件数・延滞金	調定件数・過少	調定件数・不申告	調定件数・重加	歳出還付額・本税
歳出還付額・延滞金	歳出還付額・過少	歳出還付額・不申告	歳出還付額・重加	予備
【納付情報】	会計年度	収納日	納付日	納付日2
納付事由	【納付額】	納付額・本税	納付額・税割額	納付額・均等割額
納付額・所得割額	納付額・付加価値割額	納付額・資本割額	納付額・收入割額	納付額・延滞金
納付額・過少	納付額・不申告	納付額・重加	【過誤納処理済額】	過誤納処理済額・本税
過誤納処理済額・延滞金	過誤納処理済額・過少	過誤納処理済額・不申告	過誤納処理済額・重加	【過誤納未処理額】
過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加
納付者納税者番号	【納付個人情報】	バッチ番号・入力区分	バッチ番号・番号・連番	バッチ番号・番号・連番
ハッシュ番号・枝番	納付県税	課税県税	調定事由	金融機関
登録日	処理連番・入力連番	処理連番・処理日	処理連番・処理時間	予備
【収納更正情報】	会計年度	収納日	納付日	納付事由
【納付額】	納付額・本税	納付額・税割額	納付額・均等割額	納付額・所得割額
納付額・付加価値割額	納付額・資本割額	納付額・收入割額	納付額・延滞金	納付額・過少
納付額・不申告	納付額・重加	【過誤納処理済額】	過誤納処理済額・本税	過誤納処理済額・延滞金
過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	過誤納未処理額・本税
【更正・先元・調定情報】	更正先元・調定・税目	更正先元・調定・税目	更正先元・調定・実績年月等	更正先元・調定・調定・調定連番
更正先元・調定・課税年度	【更正・先元・経歴情報】	経歴基準日	経歴連番	課税県税コード
課税県税コード(未調定)	調定事由(未調定)	予備	【予備(項番130)の内訳】	計上元県税コード
計上先県税コード	【充當情報】	【充當情報】	会計年度	収納日
納付日	【納付額】	納付額・本税	納付額・延滞金	納付額・過少
納付額・過少	納付額・不申告	納付額・重加	【過誤納処理済額】	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】
【過誤納情報】	【過誤納未処理額】	【過誤納未処理額】	【過誤納未処理額】	【過誤納未処理額】
納付者納税者番号	【過誤納情報】	還付・充当通知日	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・課税コード
過誤納番号・連番	過誤納番号・枝番	過誤納事由	【充當先元・調定情報】	充当先元・調定・税目
充当先元・調定・課税番号	充当先元・調定・実績年月等	充当先元・調定・調定・調定連番	充当先元・調定・課税年度	予備
【還付情報】	会計年度	収納日	納付日	納付日2
納付事由	【納付額】	納付額・本税	納付額・延滞金	納付額・過少
納付額・過少	納付額・不申告	納付額・重加	【過誤納処理済額】	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】
過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加
【過誤納情報】	【過誤納情報】	還付・充当通知日	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・課税コード
過誤納番号・枝番	過誤納事由	歳入区分	【充當先元・調定情報】	充当先元・調定・税目
還付・還付先納税者番号	還付・变更受付番号・年度	還付・変更受付番号・県税	還付・変更受付番号・連番	予備
【不納欠損情報】	会計年度	収納日	納付日	納付事由
納付事由	【納付額】	納付額・本税	納付額・延滞金	納付額・過少
納付額・不申告	納付額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】
【過誤納情報】	【過誤納情報】	還付・充当通知日	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・課税コード
過誤納番号・連番	過誤納事由	歳入区分	【還付情報】	充当先元・調定・税目
還付・還付先納税者番号	還付・变更受付番号・年度	還付・変更受付番号・県税	還付・変更受付番号・連番	予備
【不納欠損情報】	会計年度	収納日	納付日	納付事由
納付額・不申告	納付額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】
【過誤納情報】	【過誤納情報】	還付・充当通知日	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・課税コード
過誤納番号・連番	過誤納事由	歳入区分	【還付情報】	充当先元・調定・税目
還付・還付先納税者番号	還付・变更受付番号・年度	還付・変更受付番号・県税	還付・変更受付番号・連番	予備
【不納欠損情報】	会計年度	収納日	納付日	納付事由
納付額・不申告	納付額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】
【過誤納情報】	【過誤納情報】	還付・充当通知日	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・課税コード
過誤納番号・連番	過誤納事由	歳入区分	【還付情報】	充当先元・調定・税目
還付・還付先納税者番号	還付・变更受付番号・年度	還付・変更受付番号・県税	還付・変更受付番号・連番	予備
【不納欠損情報】	会計年度	収納日	納付日	納付事由
納付額・不申告	納付額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】
【過誤納情報】	【過誤納情報】	還付・充当通知日	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・課税コード
過誤納番号・連番	過誤納事由	歳入区分	【還付情報】	充当先元・調定・税目
還付・還付先納税者番号	還付・变更受付番号・年度	還付・変更受付番号・県税	還付・変更受付番号・連番	予備
【不納欠損情報】	会計年度	収納日	納付日	納付事由
納付額・不申告	納付額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】	過誤納未処理額・本税
過誤納未処理額・延滞金	過誤納未処理額・過少	過誤納未処理額・不申告	過誤納未処理額・重加	【過誤納未処理額】
【過誤納情報】	【過誤納情報】	還付・充当通知日	過誤納番号・会計年度	過誤納番号・課税コード
過誤納番号・連番	過誤納事由	歳入区分	【還付情報】	充当先元・調定・税目
還付・還付先納税者番号	還付・变更受付番号・年度	還付・変更受付番号・県税	還付・変更受付番号・連番	予備
KC収納徵収経歴ファイル	556			

KC一括納付ファイル 13	納税者番号 課税事務所コード 納期限	課税番号 収納事務所コード 削除フラグ	課税年度 税額 消込フラグ	歳入日 納税証明書交付番号 所有者コード	納付日	
KC一括納付マスター 4		納税者番号	一括区分	受付事務所	更新日	
KC過誤納マスター 82	過誤納番号・会計年度 経歴Fキー・課税番号 経歴F登録連番	過誤納番号・県税コード 経歴Fキー・実績年月等 経歴F登録連番・過誤納R	過誤納番号・連番 経歴Fキー・課税連番 経歴F登録連番・返R過誤納	過誤納番号・枝番 経歴Fキー・課税年度 経歴F登録連番・返R加算金	経歴Fキー・税目 経歴Fキー・経歴基準日 過誤納事由	
	過誤納発生日 納付(入)すべき額・過少 過誤納額・延滞金	賤課決議日 納付(入)すべき額・不申告 過誤納額・重過	歳入歳出区分 納付(入)すべき額・重加 過誤納額・不申告	納付(入)すべき額・本税 過誤納額・本税 過誤納額・重加	納付(入)すべき額・延滞金 過誤納額・均等割 過誤納額・支払期日	
	除算始期 除算終期 充当額合計・延滞金 還付額合計・延滞金 還付加算金・延滞金 内充当した額・延滞金 支払区分 還付先区分 還付先口座情報・口座種別 納付者納税者番号 調定事由(現在) 納付日 更新区分	還付額合計・過少 還付額合計・重過 還付加算金・過少 還付加算金・重加 内充当した額・過少 内充当した額・重加 還付先納税者番号 還付先口座情報・口座番号 保留在区分 調査文書出力区分/胡差区分布 自動車県外還付口座調査フラグ 取扱担当者コード 収納日 予定期間	通知日 支払日 充当額合計・本税 還付額合計・本税 還付加算金・本税 内充当した額・本税 還付先区分 還付先口座情報・支店番号 未調定フラグ 調査文書出力区分/胡差区分布 自動車県外還付口座調査フラグ 取扱担当者コード 収納日 予定期間	支払日 充当額合計・本税 還付額合計・本税 還付加算金・本税 内充当した額・本税 還付先算定金手計算 還付先口座情報・金融機関 還付先口座情報・支店番号 未調定フラグ 調査文書出力区分/胡差区分布 自動車県外還付口座調査フラグ 取扱担当者コード 収納義務納税者番号 予定期間	経歴Fキー・税目 経歴Fキー・経歴基準日 過誤納事由 還付加算金手計算 還付先口座情報・金融機関 還付先口座情報・支店番号 未調定フラグ 調査文書出力区分/胡差区分布 自動車県外還付口座調査フラグ 取扱担当者コード 収納義務納税者番号 予定期間	
	過誤納番号・会計年度 歳入歳出区分 調定キュー・課税連番 受領日 還付課税額・重加 還付加算額(内)・重加	過誤納番号・県税コード 過誤納事由 調定キー・課税年度 還付額・本税 還付課税額(内)・本税 支払区分	過誤納番号・連番 過誤納番号・枝番 過誤納番号・税目 調定キュー・税目 還付額・延滞金 還付額・過少 還付加算額(内)・過少 還付加算額(内)・不申告	過誤納番号・枝番 過誤納番号・税番号 調定キュー・税番号 還付額・延滞金 還付額・過少 還付加算額(内)・過少 還付加算額(内)・不申告	S隔地払通知書番号 調定キー・実績年月等 支払日 還付課税額・不申告 還付加算額(内)・不申告	
	KC還付金管理ファイル 27	過誤納番号・会計年度 歳入歳出区分 調定キュー・課税連番 受領日 還付課税額・重加 還付加算額(内)・重加	過誤納番号・県税コード 過誤納事由 調定キー・課税年度 還付額・本税 還付課税額(内)・本税 支払区分	過誤納番号・連番 過誤納番号・枝番 過誤納番号・税目 調定キュー・税目 還付額・延滞金 還付額・過少 還付加算額(内)・過少	S隔地払通知書番号 調定キー・実績年月等 支払日 還付課税額・不申告 還付加算額(内)・不申告	
	KC還付充当通知書バーコード 35	通知書種類 調定キュー・課税年度 納税者番号 S通知書種類 S調定キュー・課税連番 発行日 宛先納税者番号 宛付県税コード 返戻フラグ(口座振替用)	調定キュー・税目コード 調定キュー・課税番号 過誤納番号・会計年度 S調定キュー・税目コード S調定キュー・課税番号 S納税者番号 公示送達記録フラグ 返戻日 過誤納番号・経歴基準日	調定キュー・課税番号 過誤納番号・連番 調定キュー・税番号 S調定キュー・税年月等 支払日 発行止期限 取消事由 送金依頼番号 返戻フラグ S調定キュー・税年月等 更新区分	調定キュー・課税連番 過誤納番号・連番 調定キュー・税番号 S調定キュー・税年月等 S調定キュー・税番号 支払日 取消日 公示送達記録フラグ 返戻フラグ S調定キュー・税年月等 更新区分	
	KC還付充当入力解除ファイル 34	入力種別 過誤納番号・枝番 歳入歳出区分 充当元・課税年度 充当先・税目コード 征收金区分 除算始期	入力補助種別 支払日 充当元・税目コード 納税者番号 充当先・課税番号 過誤納額 除算終期	過誤納番号・会計年度 調定事由(当初) 充当元・税目コード 充当元・課税番号 充当先・税目コード 過誤納額	過誤納番号・枝番 過誤納事由 充当元・税目 充当元・税年月等 充当元・税番号 充当先・税年月等 充当先・課税番号 过誤納額 操作日付	過誤納番号・連番 過誤納事由 充当元・税年月等 充当元・税番号 充当先・税年月 充当元・課税連番 充当先・課税年度 始期日
	KC還付先変更情報ファイル 21	調定キュー・税目コード 登録連番 受付番号・受付連番 委任先・金融機関支店CD 委任先・口座種別CD 更新区分	調定キュー・課税番号 過誤納事由 受付日 支払区分 委任先・口座種別CD 委任先・口座番号 更新日	調定キュー・実績年月 受付番号・受付連番 支払区分 委任先・納税者番号 委任先・口座名義 更新日	調定キュー・課税連番 受付番号・受付連番 委任先・金融機関CD 使用状態コード 更新日	
	KC手書消込ファイル 50	レコード区分 収納日・統計用 調定キュー・課税年度 納付事由 所得割額 過少申告・加算金 バッヂ番号 口座振替情報・委託者コード 口座振替情報・口座番号 余白1 済通バーコードKEY・処理連番	入力連番 調定キュー・税目コード 納付者番号 付加価値割額 不申告・加算金 口座振替情報・委託者コード 口座振替情報・口座名義 エラー情報 済通バーコードKEY・処理連番	入力区分 調定キュー・課税番号 納付者納税者番号 資本割額 収入割額 重加算金 納付日 口座振替情報・金融機関 口座振替情報・口座名義 エラー情報・エラーCD リストID	会計年度 調定キュー・税年月等 調定事由 割額 延滞金 納付県税 口座振替情報・口座種別 口座振替情報・金融機関処理日 エラー情報・エラーCD 訂正日	収納日 調定キュー・課税連番 課税県税 均等割額 延滞金 納付県税 口座振替情報・口座種別 納付日2 済通バーコードKEY・消込日 余白2
	KC充当候補ファイル 62	納税者番号 課税年度 SORT税目コード 車検満了日 未納額・不申告 充当できる額・重加 収納事務所 延滞金・課税連番 延滞金・申告日 延滞金・重加算金対応率 延滞金・税率・コード 延滞金・状態コード 延滞金・当初認定期 延滞金・調定期	調定キュー・税目コード 元々区分 納付者番号 未納額・本税 充当できる額・本税 S(以下、KCAS11のパラメータ) 延滞金・税目コード 延滞金・課税年度 延滞金・申告日 【法人三税の時使用】 延滞金・利子割算付額等 延滞金・監査告警期限延長 延滞金・登録日 延滞金・登録日 延滞金・状態コード 延滞金・延滞金減免額 延滞金・調定期	調定キュー・課税番号 歳入年度 注意コード 未納額・延滞金 充当できる額・延滞金 S(以下、KCAS11のパラメータ) 延滞金・税目コード 延滞金・税年月等 延滞金・税務署処理日 延滞金・事業年度終了日 延滞金・監査告警期限延長 【自動車税の時使用】 延滞金・登録日 延滞金・登録日 【その他の税目の時使用】 延滞金・その他日付 延滞金・増減認定期適用日 延滞金・最終納付日	調定キュー・課税連番 課税事務所 異動事由コード 未納額・延滞金 充当できる額・過少 S(以下、KCAS11のパラメータ) 延滞金・税年月等 延滞金・税務署処理日 延滞金・事業年度終了日 延滞金・監査告警期限延長 【自動車税の時使用】 延滞金・登録日 延滞金・登録日 延滞金・税年月等 延滞金・税年月 延滞金・税年月等 延滞金・税年月等 延滞金・税年月等 延滞金・税年月等 延滞金・税年月等	
	KC照会文書入力データ 12	職員番号 氏名(漢字) 登録連番	納税者番号 氏名(カナ) 更新日	発行種別 電話番号1 電話番号2	郵便番号 住所 生年月日	
	KC調定キーバーコードファイル 13	税目コード S調定キュー・課税番号 S支付年度	通知書種類 S調定キュー・実績年月等 S納税者番号	発付年度 S調定キュー・課税連番 宛先納税者番号	S調定キュー・税目コード S通知書種類	
	KD通知書バーコードファイル 31	通知書種類 調定キュー・課税年度 S調定キュー・実績年月等 S支付年度	調定キュー・税目コード 納税者番号 S通知書種類 S調定キュー・課税連番 支付日	調定キュー・課税番号 S通知書種類 S調定キュー・税目コード S納税者番号 発行日 公示日 取扱事由 宛先納税者番号 返戻フラグ(口座振替用) 更新日	調定キュー・課税連番 状態コード 未納額 延滞金 支付事由 未納額 取扱事由 公示送達継続フラグ 更新区分	
	KD二次納等管理マスター 10	調定キュー・税目コード レコード区分	調定キュー・課税番号 S納税者番号	調定キュー・実績年月 設定日	調定キュー・課税連番 更新区分	
滞納整理サブシステム (22ファイル... 569項目)						
KD異動確認表示ファイル 20	取扱担当者コード 氏名(漢字)	S納税者番号 氏名(カナ)	異動年月日 住所コード	異動日連番 住所(左詰め)	異動種類 調定キュー・税目コード	
	調定キュー・課税番号 異動金額	調定キュー・実績年月等 未納額	調定キュー・課税連番 確定延滞金フラグ	調定キュー・課税年度 更新区分	調定キュー・税年月 更新日	
KD延滞金減免ファイル 22	調定キュー・税目コード 調書年度 本税	調定キュー・課税番号 算定延滞金額期間FROM 減免/免除後延滞金額	調定キュー・実績年月等 調書連番 算定延滞金額期間TO 延滞金收納額	調定キュー・課税連番 調定キュー・税目コード 仮登録フラグ	調定キュー・課税年 S納税者番号 経歴F登録連番	
	延滞金減免ヘッダーファイル 10	調書年度 理由	調書連番 仮登録フラグ	調定キュー・税目コード 更新区分	該当項 更新日	

KD納税誓約管理簿 16	年度	納税誓約番号・県税コード	納税誓約番号・連番	分納口約束区分	納税誓約年月日
	初回納付年月日	最終納付年月日	毎月納付日	毎月納付額	納税誓約中断コード
	中断日	メモ	取税担当者コード	S納稅者番号	更新区分
	更新日				
KD分納者納付状況ファイル 22	取税担当者コード	S納稅者番号	年度	納税誓約番号・県税コード	納税誓約番号・連番
	分納口約束区分	納付予定額	初回納付年月日	納付額・4月	納付額・5月
	納付額・6月	納付額・7月	納付額・8月	納付額・9月	納付額・10月
	納付額・11月	納付額・12月	納付額・1月	納付額・2月	納付額・3月
KD処分表明細ファイル 22	更新区分	更新日			
	調定キー	調定キー・税目コード	調定キー・課税番号	調定キー・実績年月等	調定キー・課税連番
	調定キー・課税年度	納稅者番号	課税事務所コード	担当事務所コード	収納歳入年度
	現滞区分	法定納期限	納期限	取税担当者コード	所属コード
滞納報告年月日	処分日	情報・滞納処分	情報・徵收猶予	情報・証券受託	
	情報・納税誓約	本税・年度当初調定額			

県税の賦課徴収関係事務を対象とする

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）」概要

表紙

記載項目	概要
評価書名	県税の賦課徴収関係事務 全項目評価書
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	福岡県は、県税の賦課徴収関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

I 基本情報

記載項目	概要
事務の名称	県税の賦課徴収関係事務
事務の内容	福岡県では、地方税法の規定により県税の賦課徴収を行っている。 具体的には、県民税、事業税及び自動車税等の直接税 並びに 軽油引取税等の間接税について、課税を行い徴収している。 また、税の公平性を保つため、納期限までに納付のないものについては督促状の発付や滞納処分等を行い、税収確保に努めている。
システムの名称	税務システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、国税連携システム
特定個人情報ファイル名	税務システムデータベースファイル
ファイルを取り扱う理由	福岡県では番号法に基づき、県税の賦課徴収関係事務の効率化を図るため、納税義務者本人からの申告書の提出や、他の行政機関等との税関連情報の授受等において、個人番号を取り扱う。
個人番号利用の根拠	番号法第九条第1項 及び 同法別表第一の十六の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第十六条
情報提供ネットワークシステムによる情報連携の有無	有（入手のみ）。番号法令の規定の範囲内で定められたもののみを情報連携の対象とする。
評価担当部署	総務部税務課

II 特定個人情報ファイルの概要

記載項目	概 要
特定個人情報ファイル名	税務システムデータベースファイル
ファイルに記録される項目	個人番号、氏名、性別、生年月日、住所、業務関係情報等
特定個人情報の入手・使用	本人又は代理人、機関内の他部署、他の行政機関等から入手。 県税の賦課徴収のために使用。
ファイルの取扱いの委託	システムの維持のための運用管理委託や、情報処理委託等あり。
特定個人情報の提供・移転	番号法及び地方税法に則り、市町村、他都道府県に提供。
特定個人情報の保管・消去	入退室管理をしている建物内で保管し、不要になったデータは消去。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

記載項目	概 要
特定個人情報ファイル名	税務システムデータベースファイル
特定個人情報の入手	特定個人情報を入手する際には、個人番号カードの提示を求める等して、マイナンバーの真正性を確認する。
特定個人情報の使用	システムにアクセスできる職員及び委託先全てに対し、個人ごとのユーザーIDとパスワード等により、アクセス制御を講じる。
ファイルの取扱いの委託	委託契約中、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、安全措置の確保、再委託の禁止、従事者への研修等を定める。
特定個人情報の提供・移転	特定個人情報の外部機関への提供は、法令で定める安全確保措置がとられたシステムを用いる等の方法で行う。
情報提供ネットワークシステムとの接続	有（入手のみ）。特定個人情報の入手は、番号法令の規定の範囲内で定められたもののみとする。
特定個人情報の保管・消去	システムのサーバー設置施設には、生体認証による入退場制限、監視カメラによる入退室の監視、無停電電源装置の設置、消火設備の完備、免震ビル構造等の措置がとられている。

IV その他のリスク対策

記載項目	概 要
監査	定期的又は隨時に監査を実施する。
従業者に対する教育・啓発	職員及び事業所内派遣者等に対してセキュリティ研修を実施する。

V 開示請求、問合せ

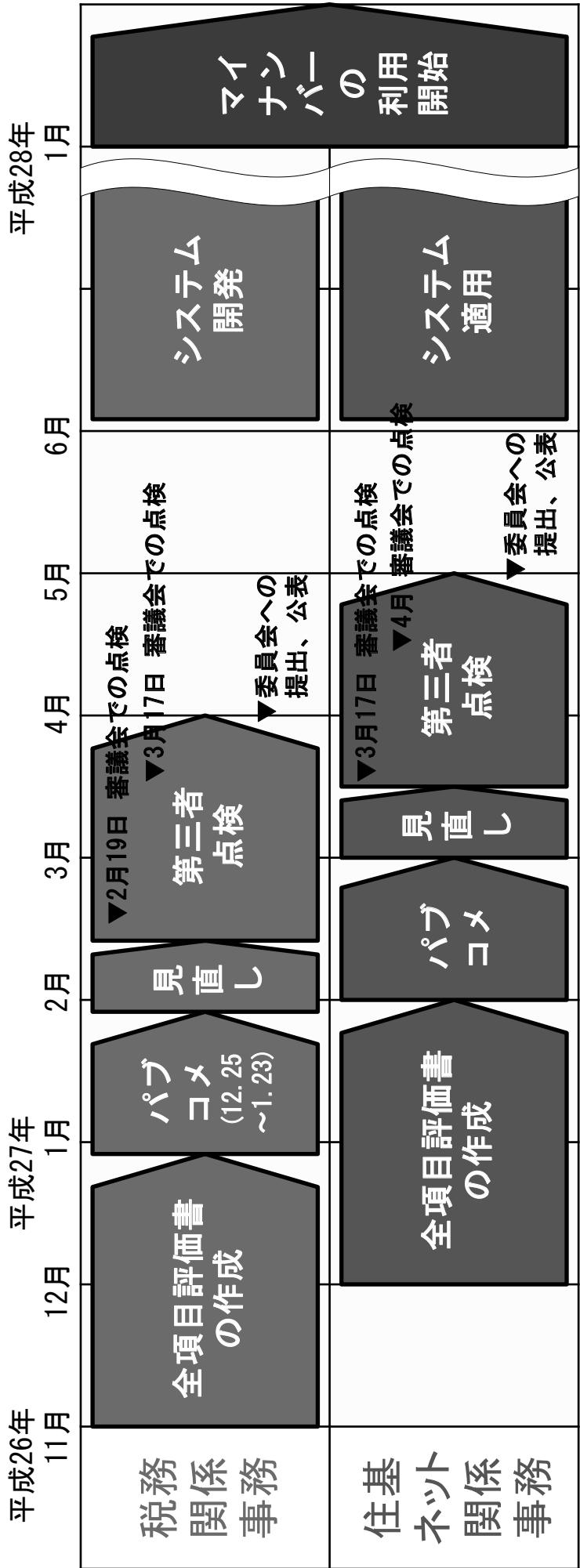
記載項目	概要
開示等請求先	福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
ファイルの取扱いに関する問合せ先	福岡県総務部税務課管理係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7 電話番号 092-643-3062

VI 評価実施手続

記載項目	概要
しきい値判断結果	全項目評価
住民等からの意見聴取	県のホームページへの掲載 及び 評価担当部署への備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。

資料5

特定個人情報保護評価（全項目評価）の実施スケジュール（予定）



●審議会における第三者点検の実施スケジュール（予定）

- ・税務関係事務
(税務課)
第1回 平成27年2月19日 (木)
第2回 平成27年3月17日 (火)
- ・住基ネット関係事務
(市町村支援課)
第1回 平成27年3月17日 (火)
第2回 平成27年4月